

平成24年12月12日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、5番 藤埴理君、6番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

議長（広瀬文典君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問に入らせていただきます。心の健康を守る鬱病対策についてお伺いいたします。

自殺白書によると、平成22年度における我が国の自殺者は3万1,690人であり、13年連続で3万人を超えております。自殺の原因として、健康問題が64.5%と最も多く、そのうちの4割以上を鬱病が占め、総合的な鬱病対策が重要な課題となっております。

心の病と言われる鬱病や躁鬱病の患者数は、14年前の1996年においては約43万人、2008年までの12年間では2.4倍の約104万人と急増しております。鬱病を初めとする精神疾患は、先進諸国ではがんや心臓疾患と並ぶ3大疾患で、その対策は国家政策の最優先課題でもあり、我が国でもがんに次いで重大な社会的損失をもたらし、国民病ともいふべき疾病であるとされております。

次いで、この病気によって引きこもり、不登校、更年期障害、自律神経の不調、さらには産後鬱、児童虐待、対人恐怖症から働きたくても働けず、休職、そして退職される方もあります。全年代にわたって起こる病とも言えます。

今まで元気に仕事をされていた方が、何らかの原因で仕事も手につかず、自分をコントロールできなくなってしまうのです。決して特別な方がなる病気でなく、誰にでも突然発病する可能性があると言えます。

鬱病の場合、抗鬱剤による薬物療法だけで症状がおさまる人は6割から7割で、完治できる人は少ないと聞いております。

そうしたことから、鬱病の治療には、これまでの薬物療法に加え、新たに認知行動療法と呼ばれる精神療法の有効性が注目されています。薬には副作用がありますが、認知療法のような精神療法には副作用がなく、重症の鬱病では、薬物療法と一緒に認知療法を使うと、薬物療法

だけの場合よりも治療の効果が高くなることがわかっているほか、症状を和らげるだけでなく、再発を抑える効果もあります。

公明党は、平成20年に認知行動療法などを盛り込んだ総合鬱病対策をまとめ、その実現に取り組んでまいりました。その結果、22年度の診療報酬改定により、認知行動療法に保険が適用されました。年々患者数が増加傾向にある鬱病治療が大きく前進しました。そこで、本町における鬱病対策の取り組みをお伺いいたします。

続きまして、「こころの体温計」導入についてお伺いいたします。

鬱病対策には、早期発見・早期治療が重要だと認識しております。本町におかれましても、心配事相談日を月3回設けていただき、取り組んでいただいているところであります。

自殺防止条例制定の先進地である神奈川県平塚市では、鬱病対策の普及啓発事業として、心と命のサポート事業の中にメンタルヘルスセルフチェックシステム「こころの体温計」があります。この「こころの体温計」とは、東海大学医学部附属八王子病院で行われているメンタルチェックを携帯電話やパソコンの端末を使って、気軽に24時間、いつでもどこでも、ストレスや心の落ち込み度を確認できるシステムです。人間関係や生活の充実度など13項目の質問に、ゲーム感覚で答えるだけで利用者の心理を判定、結果は利用者自身をあらわす「水槽で泳ぐ金魚」や、社会的ストレス度を示す「猫」など、複数のキャラクターと、落ち込み度に従い濁る「水の透明度」として表現される。ストレスや落ち込み度に応じて金魚や水槽、猫が変化するようになっていて、利用者は心理状態を視覚的に確認できます。また、身近な人の心の状態をチェックする「家族モード」や、育児ストレス度などを調べる「赤ちゃんママモード」もあります。それぞれの結果判定の画面で、相談窓口や専門病院などの連絡先を紹介するものです。

このように、平塚市では、平成22年度から心のチェックシステムを開始しております。より多くの方の利用促進のため、ホームページや広報紙の活用を行う中で、現在では毎月300件以上のアクセスがあるとのことでした。

鬱状態に陥らないように、鬱病の早期発見とともに、相談窓口や医療機関へ行くきっかけとなるメンタルヘルスセルフチェック「こころの体温計」システムを町のホームページに導入すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、子ども・子育て支援関連3法についてお伺いいたします。

このたびの社会保障と税の一体改革の一番重要なポイントは、子ども・子育て3法です。

3法の趣旨は、言うまでもなく、3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することであり、その主なポイントは、認定こども園制度の拡充、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通給付及び小規模保育等地域型保育給付の創設、地域子ども・子育て支援の充実の3つです。

この新制度が本格的に動き出すのは、早ければ平成27年度ですが、消費税率8%引き上げに当たる平成26年度から本格施行までの1年間、保育の需要の増大等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業が行われることになっています。

当町といたしましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度を導入できるよう、万全の準備をしておくべきであると考えます。

そこで、以下具体的に質問いたします。

1つ目、地方版子ども・子育て会議の設置。

国においては、平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとしては、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が想定され、子育て支援の政策決定過程から子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みになっております。

子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておりますが、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは、国のみならず、地方においても極めて重要です。当町においても、子育て家庭のニーズが一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーとする合議機関を新たに設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、市区町村、都道府県事業計画の検討。

今回の子ども・子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっています。国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められています。

平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を平成26年度半ばまでに策定するためには、平成25年度予算において、事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが必要だと考えますが、いかがですか。

3番目、市区町村における実施体制として、準備組織の設置。新制度への移行に当たり、事業計画や条例の策定など関係部局の連携のもとで、かなり膨大な準備が必要です。新たな制度への円滑な移行を目指し、当町においても速やかに準備組織を立ち上げて対応すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

利用者支援。新たな制度への移行に向け、利用者の中には、具体的にどのような制度になるのか、保育料はどうなるのか等々、不安の声が数多く寄せられております。利用者に対して、新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て拠点などの身近な場所で利用者の気軽な相談にも応じられる体制を整えていくことが必要だと思います。

例えば横浜市では、保育コンシェルジュを全ての区に1人から2人配置し、利用者である保護者の方々のニーズや状況を伺い、それに合った保育サービスに関する情報提供を行っています。また、千葉県松戸市では、地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置し、利用者に対し、地域の子育て支援サービスの情報提供を行ったり、利用者からの相談を受け付けています。こうした取り組みを、当町においても来年度から実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 中村議員の、心の健康を守る鬱病対策についてと、子ども・子育て支援関連3法についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、心の健康を守る鬱病対策についての本町における鬱病対策の取り組みについてでございますが、議員御指摘のとおり、心の病と言われる鬱病患者は近年急増しており、何らかのストレス等が引き金となり、誰でもが突然発症する可能性がある病であります。また、自殺の主な要因とも言われております。

国におきましても、現在進められております医療計画の見直しの中で、医療計画に定める疾病について、従来のがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病に加えて、新たに精神疾患を追加することとしております。

本町におきましても、心配ごと相談や保健センターの保健師による相談事業を実施するほか、岐阜県精神保健福祉センターの心の健康などに関する精神保健福祉相談や、西濃保健所の心の相談を紹介するなどして、県と連携しながら、心の健康づくりに取り組んでいるところでございます。

また、第5次総合計画基本計画の中の見直しの中で、まちづくりの柱、子育て・健康・福祉の分野に、健康・医療の現状と課題に、新たに「自殺の主な要因とも言われている鬱病は、心の病気の代表的なものとされ、鬱病に対する早期対応が求められています」との一文を追加し、今後、啓発、相談などの施策を充実、展開させていく中で、疾病予防、心の健康づくりにさらに取り組んでまいりたいと考えております。

議員御提案の、ストレス度が安易に判定できます「こころの体温計」につきましては、県内でも本年度から3市が導入され、全国的には30ほどの自治体で導入されていますことは承知しております。ただ、「こころの体温計」を本町ホームページに掲載するだけではなく、ストレス度をチェックされた住民の方が必要に応じて医療機関での治療や専門家による相談が受けられる体制を築き上げていくことが必要と考えており、関係機関とも協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の子ども・子育て関連3法についての地方版子ども・子育て会議の設置、並びに子ども・子育て支援事業計画の検討についてと、町における実施体制についてお答えをさせていただきます。

子ども・子育て関連3法は、議員御案内のとおり、消費税法の一部を改正する法律の施行と連動していることから、平成27年10月に消費税が10%に引き上げられた場合、最速で平成27年4月からの施行が想定されています。これは、消費税増税分のうち約7,000億円が新制度の財源として充てられているため、今後、消費税法の一部改正の施行を含めて、国の動向をしっかりと見きわめていく必要があると考えております。

また、子ども・子育て関連3法のより詳細な考え方につきましては、平成25年4月に設置さ

れる国の子ども・子育て会議において審議され、この議論を踏まえて、基本指針等が国から示されることとなっております。このことから、議員御質問の地方版子ども・子育て会議の設置、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、また事業計画策定に伴うニーズ調査の実施につきましては、国の子ども・子育て会議の議論を踏まえ、適切な時期にしっかりと検討していく必要があると考えております。

また、その実施体制について、準備組織の設置、並びに利用者支援の取り組みにつきましては、既に本町では幼保一元化の運用に向けて、保育所、幼稚園に係る事務や窓口の一本化など、子ども・子育てに関する部署との連携を強化して、事務の効率化、合理化にも努めております。

今後も引き続き、円滑な事業の実施が可能な体制整備を進めてまいりたいと考えております。

それと、利用者支援につきましては、垂井町幼保一元化等推進計画案第2次において、幼保一元化施設における子育て相談等の機能を充実することで、子育て支援や地域コミュニティの中心的な役割を担い、家庭や地域の教育力、子育て力の向上を図ることとしております。今年度から、子育て支援アドバイザーを設置し、保育園における個々のケースに応じた保育指導や保護者からの子育て相談に対応するなど、子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

本町の子育て支援につきましては、今後も幼保一元化を進める中で、しっかりと子ども・子育て家庭を支援する環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 前向きな御答弁、本当にありがとうございました。

私のほうからは、再質問ではなく確認ということでお話をさせていただきたいと思います。

「こころの体温計」の町のホームページ導入に当たってですが、広報や回覧などを見る機会の少ない若い世代の方へのアプローチも、体の体温をはかるように、ちょっと疲れていると感じたら、心の体温をはかりましょうと呼びかけ、町民の心の健康を守る相談窓口の利用、病院に行くきっかけとなり、とうとい命を病気で失うことのないよう願って、導入をお願いするものであります。

子育て関連3法のほうですが、新聞の記事がありましたので、ちょっと読ませていただきたいと思います。

さきの通常国会で、子育て関連3法が成立いたしました。待機児童解消の柱の一つとして、認定こども園が充実・強化されます。認定こども園は、就学前のゼロ歳から5歳児全ての子供に対して教育と保育を一体的に提供する施設です。保護者の就労の有無にかかわらず施設が利用でき、預かり時間も保育所並みの8時間となっています。また、従来からの弊害を解消するため、所管を内閣府に一本化し、認可や補助金申請などの手続も簡素化しました。さらに、これまで十分な公的支援を得られなかった小規模保育、保育ママなどの家庭保育、事業所保育を推進します。あわせて、保育の担い手である保育士などの待遇改善や、復職支援による人材確

保などが盛り込まれています。

当町が推進しております幼保一元化に向けて、後押しをしてくれる施策であると思います。まずは、当町の実情に合った支援計画を策定し、子育て当事者の声を反映させる会議を設置し、導入に向けての万全の準備が大切になってきますので、地域で、家庭で、安心の子育ての手助けとなる施策を推進していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 次に入ります。

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） では、早速質問に入りたいと思います。

学校図書についてであります。

私は、各小学校の図書がどういうふうになっているかということを見てまいりましたが、学校の図書は、本数は確かに間に合っております。しかしながら、7割近くの本が、古くて汚らしいという本がたくさんありました。また、どの生徒もきれいな本を読みたがりますので、なかなかそういう古い本は借りてくれません。

垂井町から学校図書費が出ているのは、1人につき1,000円出ております。この金額の範囲では、なかなか新しい本が買えません。また、各学校では、PTAに頼んで足りない本を購入されております。また、各学校は、どうしても置かなければならない本は最優先で購入しているのが現状であります。

そこで、近隣市町村の学校図書費について調べてきましたら、神戸町では生徒数200人から300人のところでは25万円出ております。生徒数500人から600人のところでは30万円出ております。それから関ヶ原町では、生徒1人につき2,000円出ております。養老町では、小学校1人当たり800円プラス22万1,000円出ております。中学校では、1人当たり1,000円プラス4万3,000円出ております。

私も、垂井町も平成25年度から3年間の間で、生徒1人当たりにつき3,000円を出したらどうかというふうに思っておりますが、執行側はどうなのでしょう、よろしくお願いいたします。

それから、2番目の町長の管理能力を問うという題ですが、平成23年度に北部グラウンドのトイレが建設されました。そのときは、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て便所、床面積が33.54平米、坪数に換算しますと10.14坪です。浄化槽の設置は、40人槽が入っております。このときの総費用は1,200万円でした。坪換算にしますと118万円になっております。そして、このとき垂井町は、森林整備加速化・林業再生事業補助金の申請をされ、補助金を、幾らもらっているのか、ちょっと私も調べませんでしたが、20万円から30万円いただいております。

平成24年度に朝倉運動公園の野球場のバックネット裏の新しい多目的トイレが建てられました。現在でも、車椅子では通行ができない状態です。この建物は、軽量鉄骨づくり亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て便所、床面積が20.76平米、建坪にしますと6.27坪なんです。北部グ

ラウンドよりは少し小さいんですね。最初の予算では、3,092万何がしという予算が計上されてやっておりますが、このときには1,500万円の補助金と、垂井町の持ち出しが1,500万円と。

そこで、このトイレの費用は2,700万円かかったんですが、その前に古いトイレがありましたので、その取り壊し費用が110万円かかりました。実際には2,590万円で建てられておりますが、建坪換算しますと413万円ということになります。

町長は、北部グラウンドのトイレと朝倉運動公園野球場バックネット裏に建てられた便所と比較して3.5倍の費用がかかっていることに対して、職員に対してどのような指示を出されたのかをお聞きします。

2点目、県の森林整備加速化・林業再生事業補助金という制度がありながら、なぜその補助金になるような建築をされなかったのかということもお聞きしておきます。

3点目、町長は、町長になられる前には建設業を営んでおられました。我々議員よりもはるかに詳しい。そこで、建築確認書を見て、町長は建坪の単価が1坪413万円もするような便所建設に対して、なぜゴーサインを出されたのかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 吉野議員の第1点目の、学校図書費についての御質問にお答えします。

各学校の図書の本数は足りているが、本が古く、新しい本が購入できるように図書費を増額してはどうかとの御質問でございます。

学校図書館の蔵書状況を見ますと、平成23年度末で小学校7校の蔵書冊数は、標準冊数5万520冊に対し5万9,811冊、中学校2校の蔵書冊数は、標準冊数2万2,800冊に対し2万4,290冊でございますので、それぞれの学校図書の蔵書冊数は標準を上回っておりますが、昨年度、新たに購入した図書は、小学校で1,702冊、中学校で694冊となっており、全体としましては、図書そのものが古くなってきている状況でございます。

また、平成24年度の学校図書費は、小学校が児童1人当たり1,007円、中学校が生徒1人当たり1,226円となっております。

図書の購入に当たっては、各学校で図書館主任の教員を中心に、図書館司書とも相談しながら、新刊図書などの図書の選定をし、予算の範囲内において必要な図書を購入しております。また、各学校にタリイピアセンターから毎月50冊の貸出本を持参し、子供たちに貸し出しも行い、読書好きの子供たちを多くするよう指導しております。

読書は、子供が言葉を学び、日本人として国語の基礎を育成することはもとより、子供たちの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていくために、なくてはならないものと考えております。

近年、子供を取り巻く生活環境は、少子化、核家族化や習い事、クラブ活動などの増加によ



り、子供の自由時間の減少など、大きな変化の中にあります。また、テレビやゲーム、インターネットなどの映像、情報メディアが急速に普及・発展し、子供の読書離れや活字離れが指摘されております。このような状況の中で、子供たちはゆったりと読書を楽しむ時間や、書物から得た知識をもとに、日常遊びや自然体験、生活体験活動の中で、自分の発想や自分の体を使って自発的に表現する機会が極めて少なくなっています。このことは、コミュニケーション能力など適切に他の人の考えを理解し、自分の考えを表現する能力、創造力や予測する力の低下を招く要因とされ、子供の心豊かな成長に大きな影響を与えていると懸念されます。

町は、平成24年度から垂井町子どもの読書活動推進計画を作成し、その推進に力を入れております。子供たちが幼児期、親から童話などを読んでもらうことが基盤となり、幼・小・中と親も子ども読書する習慣につながると考えます。このため、幼稚園、小・中学校におけるブックトークなどの読書活動や、タルイピアセンター、保健センター、幼稚園などにおける読み聞かせ活動など、それぞれの場所で読書活動を推進してきております。

このことから、幼児期に親や先生から読んでもらったり、買ってもらったりした本を、自分の宝としている子供たちや保護者の皆さんも多いことと思います。

今後、学校図書館のさらなる機能向上を図るため、蔵書の整備や、本と子供をつなぐ人材の配置、授業での活用を実施していきたいと考えております。

とりわけ蔵書の整備につきましては、図書費の増額をお願いしていきます。ただし、古い本を大切に扱い、何人もの方々が読むこともできる垂井の子供たちであります。一概に古いからだめで、新しいからよいのではなく、新たに子供たちに読ませたい本、新しいデータがある本の選定を、学校が図書主任、図書館司書とともに検討し、古くなった図書の買いかえを行い、蔵書本の更新に努めていきたいと考えております。

議員御提案のように、一挙に3,000円の図書費の増額は難しいと思いますが、毎年徐々にではありますが更新に努め、児童・生徒に利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 吉野議員の御質問の2点目の中で、朝倉運動公園野球場便所の建設費について御答弁をさせていただきます。

平成21年度建設の北部グラウンド便所と、平成23年度建設の朝倉野球場便所との建築坪単価にかなりの格差があるとのことですが、確かに両者の便所は、男女別トイレと多目的トイレを備えた、機能的に似通った施設でございます。

しかしながら、北部グラウンド便所は、木造在来工法により比較的余裕のある敷地に11.18平米の通路を便所入り口に備えたゆったりとした配置で建設をされており、また浄化槽は40人槽でございます。

一方、朝倉野球場便所は、軽量鉄骨造ユニット工法により、バックネット裏の限られた敷地

に同様の機能を持つ施設をコンパクトに配置して建設をし、また浄化槽は、敷地が狭いために開削工法が困難なため、深く掘るために矢板工法による工法で、50人槽でございます。また、朝倉の場合、受水槽を設置する費用も含まれております。これは、野球場の散水スプリンクラーの影響で、スプリンクラーが稼働するとトイレの水が出なくなるというようなことが懸念されましたので、トイレ用の受水槽を設置する必要がございました。

以上のようなことから、両者は設置条件が異なり、一概に坪単価の高い安いだけで比較評価すべきではないのではないのでしょうか。

また、鉄骨造は木造より耐用年数が長く、ユニット工法は在来工法に比べ費用的には割高になりますが、工場での製作・施工となるため、品質は非常によく、現場作業は短期間で行える。あわせて、安全性や維持管理等、総合的な観点から、朝倉野球場便所にユニット工法を採用したところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

また、事業に対する補助金制度の活用についてお尋ねでございますので、事業補助金について御説明します。

北部グラウンド便所については、御指摘のように森林・林業対策事業補助金という県の補助金が356万7,000円ついております。一方、朝倉野球場便所については国土交通省の社会資本整備総合交付金、これは国費で2分の1補助でございます、1,291万2,175円の補助をいただいて実施しております。以上でございます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 吉野議員の2点目の、町長の管理能力を問うという質問の部分について答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま、北部グラウンド便所と朝倉野球場の便所についての建築費についての説明は担当課長が申しあげましたけれども、今申しあげましたように、当然に建築条件が違うという中でのごさいますので、単価は違うものというふうになると思います。

また、建築確認申請書を見て何も感じなかったのか、どんな指導をしたんだということでございますが、基本的には確認申請書だけでは工事費は全然わかりませんので、あくまで仕様書に基づいて工事はどうされるかということについてチェックをし、その内容についていろいろと指摘をしていくという形になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、一般的に坪単価ということをおっしゃいましたけれども、私はもともと材木と建築をやっておったということで、詳しいだろうということでございますけれども、一般的に坪単価というのはあくまで目安でありまして、住宅建築にかかった総費用を建築面積で割るわけでありまして、ですから、大きい家になればなるほど坪単価が下がっていくという計算も成り立つわけですね。

といいますのは、水回り、設備関係はどうしても高くなります。一般の住宅で、今ローコスト住宅で大体30万円前後、40万円ぐらいのものがある一方で、ハウスメーカーの高級住宅にな

りますと七、八十万から100万ぐらいまで行く単価があるのではないかというふうに思いますけれども、ローコスト住宅においても、やはり水回りというのは必要でありまして、グレードの差はあると思いますけれども、トイレにおきまして、きょうび、やはりウォシュレットとか、そういう形の設備を使うと、器具だけで30万円から40万円。それと付随して合併浄化槽、これは水回り全て賄いますのでトイレだけには換算できませんけれども、トイレの坪数を考えたときに、1坪は当然ありません。それに対して100万円以上のお金を使っているという形になります。

また、あわせまして水回りで言いますと、台所、システムキッチン、それからお風呂、システムバス、洗面所、いずれもやはり七、八十万円。システムキッチンもぴんからきりまであるわけでありまして、普通の今入っているもので100万近くしているのではないかということをおもいます。これらに係る坪数を普通の場合で拾ってみますと、大体4坪から5坪ぐらいまでではないかなあと思います。それをかかる費用で割ってみますと、恐らく一般の住宅でも坪単価100万円超していると思います。

ただ、住宅においては、居室とか廊下とか納戸、物入れ、いろんなものがついてまいります。そういったものも同じく坪数で割ってまいりますので、当然単価は下がってくるわけです。

では、北部グラウンドのトイレはどうか。今、通路部分を除いてというお話がありましたけれども、実際にそういうのを含めても10坪、33.54平米、事業費は1,450万円、これを割りますと坪140万円になります。また、朝倉につきましては25.41平米で、事業費は2,900万円、割りますと377万円という形になりますけれども、全くほかの居室的なスペースはないわけですね。通路があるだけという形になります。当然割り増しをすればかかってくる。また、先ほど担当課長も申しましたように、それぞれの工法において使っておる浄化槽も、やはり多人数が使用するということで大きなものになります。一般家庭とはまた違います。そういった部分でどうしても割高になる部分はやむを得ないというふうに私は判断をしております。

ですから、今回の工事の発注に関しまして仕様書を見たときに、当然にそういった少しでも抑えるようにという指示はいたしましたけれども、これをもって高過ぎるのでかえろというようなことにはならない、やはりその内容を精査したというところがございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

また、何で朝倉に森林整備の県の補助金も使わなかったのかということでございますが、今建設課長が申しあげましたように、朝倉野球場につきましては社会資本整備交付金、国の補助でございますけれども、これを使っておりますので、補助金の重複交付は受けられません。したがって、どちらか有利なほうを使うという形になりますし、朝倉におきましては都市公園整備という形で、国の補助を使っておりますので、これを優先して使ったという経緯もございます。

また、今補助金の話をしていただきましたけれども、あくまで財源を少しでも確保したいということで、県に働きかけ、この林業整備、北部グラウンドについては、構造についてでありますけ

れども、県産材を使うということで356万円の補助を取り、また朝倉については2分の1の補助を取って、少しでも財源の町単部分を減らしていくという対応をとっておるところでございます。

この工事の内容、それから仕様において、私の管理能力を問うということでございますが、以上のような理由で、適正に私は対処しておるものと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 今、町長が答弁されましたけど、補助金の対象がいろいろ違うので使えないという話はよくわかりました。ありがとうございました。

しかしながら、プレハブ工法でやられたとあって、普通の木造住宅、例えばセキスイハウスとか、一条工務店にしても、大体、どんな関係でも坪単70万円から75万円で建てられております。また、安いところもありますけど、普通一般的にはそういう形で建てられております。しかしながら、ここの北部グラウンドが坪単価140万円だと。朝倉運動公園がプレハブ工法で377万円と。2倍強のようなトイレが、本当にこんなにお金をかけてよかったのかなと、私は疑問に思うんですね。もうちょっと、普通のプレハブ住宅を買って70万円から75万円でやっているんだと。一条工務店でもそのぐらいの費用でやっておると。プレハブ工法で。セキスイハイムもプレハブ工法ですね。持ってきて、ぼこっと建てるんですけど、大体坪単価は同じだと。それなのに、何でここだけがこんなに、377万円の坪単価になるんだと。それは、北部グラウンドが140万円で、こちらが377万円ですっかりやったと言われると、私はそこが解せないんですよね。もうちょっと仕様書を見て、下げるような努力がなぜできなかったのかなと。

こんな2倍もかかるようなトイレが本当に必要だったかなと。それも、町民の皆さんの税金も入っておるんですよ。そこをもうちょっとしっかり町長は考えてやってもらいたい。だから、僕は378万円は高いというふうに解釈しておるんですが、町長はあくまでもこれが正当だと言われればそれまでですけど、実際には町民のお金を大事に使っていただきたいという思いがありますので、再度、この377万円は普通の値段なのか高かったのかどうかということをお聞きします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 吉野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

あくまで単価を下げて、少しでも安く上げる、安くというか、その仕様書をしっかり精査する中で安くしていくということは必要なことだと思います。建築工事に限らず、いろんな工事を進める中で、例えば仕様を、高級仕様であるものを標準仕様に変えていく、あるいは中品にかえていく。それは当然いつもやっておることですので、当然そういった結果において、この工事が今回なされたものというふうに思っております。

先ほども申しましたが、坪単価で比較するのはやめていただきたいということをお願いいたしました。坪単価の根拠というのは、あくまで総面積で割るわけでありますので、こういった特殊施設だけを捉えて、坪単価が高いから一般住宅と違うという話でございますけれども、ぜひ一般住宅、今高いもので70万円前後とおっしゃいましたけれども、恐らくきょうび、注文住宅の高いものは100万円を超しておると思いますけれども、そういった住宅において、水回りの部分だけを取り出して、坪単価が幾らかかっているかと計算したときに、恐らく軽くその坪単価を超えている状況になるのは間違いございません。

そういったことを考えたときに、少しでも安く上げていくという基本理念はしっかり持っておりますし、仕様書等をしっかりと点検しながら指示を出しておるところでございますので、適正にしっかりと管理をして、これからもやっていきたいと。

そして、今税金のお話をされましたけれども、あくまでその原資は皆様からいただいた貴重な税金でございますので、これを有効に、かつ適正に使っていくと、その思いは絶えず持っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

熱中症予防の観点から、運動会、体育祭のあり方について2点お尋ねをいたします。

ことしの夏は記録破りの猛暑が続き、熱中症で倒れる人が相次いだのは御承知のとおりであります。

また、各地で運動会や体育祭の練習中に、多数の児童・生徒が気分の悪さを訴え、救急搬送されたという報道も連日のようにありました。

熱中症は、高温の環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症するものでありますが、重症になると死に至る可能性のある病態です。しかし、予防法を知っていれば防ぐことができることから、現場の先生方は小まめに水分をとるよう促したり、児童・生徒の体の負担が減るよう、最大限の努力をしていらっしゃることと思います。しかし、地球温暖化の与える影響により、かつてのように秋の爽やかな季節のもと、運動会を開催するのは難しい側面もあると言えます。

そこで第1点目ですが、ミストシャワーの普及状況についてお尋ねをいたします。

ことしの6月議会で同僚議員が、環境対策の観点から、ミストシャワーの設置促進について問われておりましたが、その後の普及状況はどのようなものでありましょか。

水を霧状にして散布し、気化熱で周辺の温度を下げるものでありますが、そのキットは安価であり、ランニングコストも余りかからないことを詳しく説明しておられました。その後、私も調べたのでありますが、野外での運動後等の熱中症予防の対策として有効であることから、このミストシャワーが普及することにより、運動会、体育祭の練習後の熱中症発生リスクを下げられると考えたからであります。

次に第2点目は、運動会の開催時期についてお尋ねをいたします。

それは、私がいろいろな方とお話をさせていただきます中で、孫の運動会が5月にあったけれど、過ごしやすくよかった。また、夏休み明け直後の、体がなれていない状態で、猛暑の中練習して大丈夫だろうかなど、心配する声も多数聞かせていただいたからであります。体が暑熱環境になれていない状態での激しい運動は、熱中症の発生するリスクを高めてしまう一面もあると言えます。そんな中、全国的には運動会、体育祭の開催時期を見直す動きも出ていることも事実です。

しかし、現場に実際に携わっている先生方は、開催時期を見直すとなれば、既に決まっている学校行事や地域行事との調整、また春の運動会にすると想定した場合には、クラスがえ直後の団体競技に対する取り組みの難しさなど、さまざまな問題点があると言えます。

しかし、それらの問題点を鑑みても、やはり地球温暖化の影響による環境の変化を考えますと、運動会、体育祭の開催時期を見直す必要があると思われませんが、この点についてお尋ねをいたします。

以上2点についてお尋ねし、私の一般質問といたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 江上議員の、熱中症予防からの御質問にお答えいたします。

第1点目のミストシャワーの普及状況についてでございますが、町校長会でも情報提供しながら伝えております。そうした中で、この夏は小学校1校において設置され、好評であったと聞いております。今後も、熱中症の発生を予防する観点から、設置につきましては検討していきたいと考えております。

第2点目の、地球温暖化の影響による環境の変化に対応して、運動会、体育祭の開催時期の見直しについてでございますが、議員御指摘の地球温暖化の影響による熱中症対策は、子供の命を守る観点からも重要な対策であると捉えております。

例年、小・中学校の運動会、体育祭の多くは、熱中症対策を講じながら9月に実施しております。その狙いは、次の2点でございます。

1点目は、子供たちの体力、運動能力の向上のためであります。運動会、体育祭の取り組みを通して体力、運動能力をつけることはもとより、子供たちを心身ともに鍛える場として位置づけるためであります。

2点目は、9月は長い夏休みから新しく学校生活を再開する大切な時期であります。また、1学期までに築き上げた人間関係や集団としての力をさらに高めていくためにも、運動会、体育祭という全校体制で取り組む学校行事の位置づけは、年間の教育課程を編成する上で大きな意味を持っております。自分のリズムで過ごすことが多かった夏休みの生活から、規律ある学校生活へ早く適応していけるように位置づけております。

運動会、体育祭等の学校行事は、より所属感を高め、よりよい生活や人間関係を築こうとす

る自主的、実践的な態度を育てることを目指しており、その充実を図ってまいります。

このような狙いに基づきまして、9月に実施している学校が多いわけではありますが、近年、大きく取り上げている熱中症等のトラブルの発生が懸念されるところであります。その点につきましては、十分な水分補給や冷却材の使用など、子供たちの健康管理に対しましては、各校におきまして万全を期しているところでございます。

今後、地域の運動会として実施している学校もありますので、地域の実情に応じて検討することや、また各学校が教育課程の編成をしておりますので、町校長会と連携しながら検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点についてお尋ねいたします。

第1点目は法教育について、第2点目は副町長の天下りはやめるべきと題してであります。まず第1点目、法教育について。

昨日の新聞にも掲載されておりましたが、法務省などは小・中学校や高校の新学習指導要領にも位置づけられました法教育を充実するためのプロジェクトを、県内の教育・法律関係の計20機関が参加して、本年度からスタートさせたと発表いたしました。地方の教育・法律関係機関が協力して組織的に法教育に取り組むとあります。

法務省地方法制部の担当者は、地方都市での実践例を全国に広めたいとしています。法教育は、同要領に基づき、小学校は昨年度、中学校は本年度、高校は来年度から全面实施とあります。私なりに理解はしておるつもりではありますが、一般にはまだ余り周知されていないと思われるので、以下4点お尋ねいたします。

第1点目は、法教育とは何か。2点目は、法教育で目指すもの、目指すところは何か。第3点目は、法教育の取り組みについて。また、第4点目、法教育をどう生かすか。以上についてお尋ねするものであります。

次に、第2点目、副町長の天下りはやめるべきではないかについてであります。

国においては、これまでも関連官庁の公務員退職者が、その能力、経験、人脈などを生かして外郭団体の役員や幹部職員に就任することが多く、いわゆる天下りの問題としてしばしば社会的批判の対象となってきました。

町においても、町と連携し、その活動や事業を援助することを目的とする団体、町から補助金、交付金の名目で財政的援助を受けるなど、何らかの形で財政的関連がある外郭団体の幹部に町役場の公務員が、退職後であります。就任することが間々見られました。私が議員として十数年前の当時は思い浮かべてこの町を見渡したときに、県会議員さんが元助役さんでした。町長さんも観光協会会長さんも元助役さん、町会議員、町議会の議長さんも元助役さんでした。社会福祉協議会にも、シルバー人材センターにも、大きな病院にも、また博愛長寿苑の美濃里さん、またいろんなところに元町職員の方がおいでになりました。すなわち、この町と行政に

かわりの深い団体の要職を元助役さんらが占めておられたということが思い出されました。

職業選択の自由もあり、優秀な方もあられるからこそ、退職後もそのような要職についておいでになれることとは思いますので、その豊富な、有能な知識・経験を生かして就任される一般職の課長さんにまで取り上げて云々するつもりはありませんが、特別職である副町長さんについては別であると思います。副町長さんのこういった団体への天下りは避けるべき、やめるべきだと思いますが、今の副町長さんがおいでになるところでこのようなことをお尋ねしてあれなんです、今の副町長さんがどうこうということではなくて、副町長さんという職の方に、ということであります。

そこで、以下町長の見解をお尋ねいたします。

1つ目、副町長の職務は何か。2つ目、助役制度と副町長制度の違いは何か。3番目、副町長制度創設の目的は何か。4つ目、副町長の天下りは避けるべき、やめるべきと思うが。以上、お尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 富田議員の、法教育につきまして回答させていただきます。

1点目の、法教育とは何か、目指すもの、目指すところにかかわってでございますが、法教育で目指すものは、法律専門家ではない一般の人々が法や裁判員制度も含めた司法制度について理解すること、またこれらの基礎となっている権利・義務・責任を理解し、法や規則を遵守して生活していくための力をつけていくための教育と考えております。

例えば平成21年度から導入されました裁判員制度については、国民が刑事裁判等に参加することによって、裁判の内容に国民の視点・感覚が反映されること……。

議長（広瀬文典君） 教育長、しばらく答弁をお待ちください。

しばらく休憩をとります。

午前10時09分 休憩

午前10時30分 再開

議長（広瀬文典君） それでは再開いたします。

先ほど緊急事態のため休憩に入りました。

改めまして、答弁は最初からまたお願いしたいと思います。

教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 富田議員の、法教育について答弁させていただきます。

1点目、2点目の、法教育とは何か、法教育で目指すものについては、関連がございますので、まとめて答弁させていただきます。

法教育は、法律専門家ではない一般の人々が法や裁判員制度も含めた司法制度について理解すること、またこれらの基礎となっている権利・義務・責任を理解し、法や規則を遵守して生

北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイルが発射されたとの情報が入り、執行部による情報と安全確認等の対応のため、議長判断により休憩をとった。



活していくための力を身につけるための教育と考えております。

例えば平成21年度から導入されました裁判員制度につきましては、国民が刑事裁判等に参加することによって、裁判の内容に国民の視点・感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることで導入されています。

このように、法教育は単に法についての知識を理解するだけでなく、私たち誰もが社会を構成している一員として自覚し、法や規則を守りながら、人間として、してはならないことは何かを考え、判断し、実行していくことに大きな特色があり、それが目指すところであると考えております。

3点目、4点目の法教育の今後の取り組み及びどう生かすかについてでございます。

御承知のように、法教育については、小・中学校の道徳や小学校社会科、中学校社会科公民分野で従来も勉強し、身につけてまいりました。さらに、平成20年度3月に告示されました小・中学校の学習指導要領においては、これがさらに充実され、法や決まり、司法にかかわる指導内容が新たに示されております。この背景としましては、先ほども述べました裁判員制度の導入、また消費者保護及び消費者の権利、消費者基本法の改正、また製造物責任法の制定などさまざまな法が整備されたことにより、国民一人一人が社会に積極的に参画する必要が求められていると考えております。

具体的に少し述べさせていただきますと、小学校道徳教育においては、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上の決まりを身につけ、善悪を判断し、人間として、してはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならないとあります。

社会生活上の決まりとは何か、それを身につけるにはどうしたらよいか、善悪とはどういうことか、人間として、してはならないことは何かなどを考え、判断し、表現する力を育成することは、自由で公正な社会の担い手を育成する法教育で目指すものにつながると考え、道徳教育のさらに充実を図ってまいります。

また、小学校社会科では、小学校3年生から導入しております。例を挙げますと、身近な飲料水、電気・ガス・ごみ問題、また地域社会における災害及び事故の防止などを学習することで、公害や情報社会を考え、地域の社会生活を営む上で大切な法律や決まりについて学習ができると考えております。

小学校6年生では、従来は国会・内閣について学んでまいりましたが、裁判所と内閣、国会の三権がお互いに抑制し、均衡を保っている関係及び国民の司法参加について学ぶことになっております。

このような小学校での学習を基礎にして、中学校における社会科の公民分野 3年生で大体行いますが 3年生では、さらに法や政治・経済の仕組みを学習し、新たに司法制度改革や裁判員制度も教科書に記載され、学習していきます。また、技術家庭科においても、インターネットや電子メール等にかかわる情報教育、消費者として物を買うときに気をつけることや、悪徳商法に気をつけ、自分の財産を守るような、誰もが消費者として社会で生きていく上

で自立した消費者として守られる権利を身につけていく学習も充実させていくこととなります。

本年度から、本町でも消費者教育を、県の指定を受けまして、小学校で実践し、その発表をしております。

このように、子供たちが法や規則を守り、社会に参画していく大きな担い手として成長していけるよう、今後も法教育の指導について充実を図っていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 富田議員の御質問の中の、副町長の天下りはやめるべきの中の、副町長の職務、それから創設の目的について、制度上のお話でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

この点につきましては、ちょっと失礼な言い方もかもしれませんが、この副町長制度ができて、はや既に6年目を迎えておりまして、こういった職務、それから創設の目的について、なぜ今さらこういった質問なのかということをやちょっと疑問に思うわけでございますが、その副町長制度の位置づけを今までどのように捉えてこられたのかというのは、ひとつ疑問に残るところでございます。大変失礼でございますが。

それと、この副町長制度が創設されたときには、垂井町の副町長の定数を定める条例を施行する必要がございまして、地方自治法が平成18年6月7日に公布されまして、平成19年4月1日から施行されることを受けまして、平成18年12月の第5回定例会におきまして、その副町長の定数条例を定める条例の制定について議案として提出したところでございますが、当時、総務課長につきましても、るるその副町長制度等についてお話を申し上げ、なおかつ富田議員も、当時、その職務についての質問もなされておるといふ会議録の記録が残っておりまして、今回、この質問につきましては、副町長制度についての確認の意味での御質問だというふうに捉えておりまして、私のほう、簡単に御答弁させていただきたいと存じます。

地方自治法上は副市町村長制度ということでございますが、今回、副町長の職務でございます。職務につきましては、地方自治法第167条に掲げてあるとおりでございます。町長の補佐、それから職員の担任する事務の監督、町長の職務の代理、それから新たにこの副町長制度になったときにつけ加えられたものが、町の政策及び企画をつかさどる部分、並びに町長の権限に属する事務の一部について、町長の委任を受けてその事務を執行するという、この2点、新たに付け加えられたものでございます。

従来の助役制度と副町長制度といいますのは、そのあたりが改正された部分でございまして、じゃあこの副町長制度の創設された目的は何かという質問でございます。

平成18年の当時につきましては、御存じのように平成の大合併といった社会潮流もございまして、地方分権、あるいは地方行政改革といった国の流れでございました。そういった流れを受けまして、政策立案機能の強化、それからトップマネジメントに対します権限の強化を図る

よう、それぞれ国のほうで指針が示されておるものでございまして、そういった指針を踏まえまして、この地方自治法が改正され、それぞれ助役にかわる副町長にそういった権限が与えられたものでございます。

そういった過去の経緯がございまして、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の、副町長の天下りはやめるべきという部分について、最後のやめるべきと思うがという部分について答弁をさせていただきたいと思っております。

そもそもこの天下りというものがどういうものであるかということでございますけれども、一般的には、国家公務員等が退職後、自分がいた府省との関係の深い民間企業、あるいは独立行政法人等に再就職をして、そこで官民の癒着といいますか、自分のかつてのOBであるという立場を利用して利益を誘導する、利益の温床化や、権限を使って自分に有利な状況をつくっていくというようなことが問題になり、またこれを繰り返すことを渡りといって、退職金を何度ももらおうというようなことが、この天下りの問題として指摘されたところでございます。

昨今、経済状況が非常に悪い中で、公務員、一般においても、地方公務員においても、次に職につくときに天下りというような表現が使われることがありますけれども、議員も先ほどおっしゃいましたけれども、豊富な、有能な能力、行政マンとして培ってきたものを、いろんな部分で地域に還元していくという部分で、職につくということは、決して悪いことではないというふうに思いますし、議員は課長級なら許されるけれども、副町長はだめだという線引きをされておられますけれども、人として、また職能といいますか、能力を生かしていくという部分においては、私は課長級も立派な管理職でありましたので、課長級も特別職もないというふうに思います。その能力をいかに使って、地域の自治能力、あるいは福利厚生を図っていくということは重要なことであると思っております。

そういった意味で、副町長に限らず、天下りということは当然許されるべきではありませんけれども、その能力を有効に使うということにおいて、職につく、あるいは役を担当するということは必要ではないかなというふうに考えておるところでございます。

一方、今言いましたように、その職において、補助金を余分に出せとか、あるいは法令をこういうふうには有利なように曲げろというような要請というものは、今まで一切なかったというふうに理解をしております。当然、垂井町においても各種団体、いろんな補助金を出しておりますし、その補助団体に職員OBがおられることがありますけれども、そこからの要請によって増額とか、あるいは優位性を図るというようなことは一切考えておりませんので、そこら辺はしっかりと厳正に対応していきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 再質問をいたします。

第1点目につきましては、御丁寧に御答弁いただきました。

法教育で扱う問題というものは、足し算や引き算のように、ただ一つの正解があるとは限りませんということで、正解のないような問題に取り組んでいく、また何をおいても結論というものが非常に大事であります、結論を出す過程が大切とされて、結論を出すまで、いろんな考え方に配慮する。みんなの声をちゃんと聞く。気分ではなく、しっかりとした根拠を持って判断するというようなこと。また、それぞれの人々の置かれた立場を理解し、お互いの意見を調整する過程を踏むというような、そういった教育ということも、先ほど言っていた中に含まれていると思いますので、私は十分な御答弁だったと思います。

そんなことで、次に進ませていただきます。

第2点目、副町長の天下りにつきましてであります、副町長の職務として、地方自治法第167条では、副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされています。また、同条の第2項に、町長の権限に属する事務のうち、委任を受けたものについて執行すると規定されています。先ほど言われました、具体的に町長にかわって業務の詳細についての検討や政策の企画立案を行ったりするほか、町長の判断が不要な重要でない事案、もしくは町長の委任を受けた事案についての決定や処理を行うこととあります。

ここにあります垂井町例規集、この中で、垂井町事務決裁規程第7条に、町長の決裁事項というのが掲載されています。第7条第1項に、重要事項その他については、全て町長の決裁を経なければならないとあります。そして、第2項に、その重要事務(1)から(23)まで例示されています。今さらながら、この町長の権限の大きさというのは再認識するところです。

副町長の職務についても、同規程第8条に副町長の専決事項が掲載されていますが、この第4条に、町長に事故があつたり欠けたりするときには、町長にかわって副町長が代決するとあります。すなわち、副町長というのは、町長のかわりに町の代表として業務を行う、町長の職務代理人ということとあります。これは、私は第1点、そう思うわけです。

2つ目の助役制度と副町長制度の違いにつきましては、従前の助役さんの職務というのは、町長の補佐及び職員の事務の監督、町長の職務を代理するといったことのみが規定されてきました。従来の助役さんの職務、町長の補佐、職員の担任する事務の監督及び町長の職務の代理に加えて、新たに町長の命を受け、政策及び企画をつかさどること。これは先ほど御答弁がありましたですね。このあたりが副町長さんになってくるわけですけれども、町長の権限に属する事務の一部について委任を受け、その事務を執行することがつけ加えられたと、同法第167条第2項、第153条第1項に記載されております。

3つ目につきまして、副町長制度創設の目的は何かということで、先ほども御答弁がありました。重なりますが、地方分権や地方行政改革の流れに沿い、また町長の町運営、政策立案体制、トップマネジメント強化、再構築するべきとの地方制度調査会の答申を受けて、従前の助役の権限の強化、明確化を目的として、助役を廃して新たに副町長が設置されることになった

と。これも、先ほど言うていただきました。そのとおりです。

副町長は、町において町長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督すると。副町長さんは、特別職の地方公務員である。町長が欠けたときに、その職務を代行するということだと思ふんです。

4つ目の、副町長さんはなぜ私が天下りを避けるべき、やめるべきだと申し上げましたのは、垂井町例規集の垂井町事務決裁規程第7条に町長の決裁事項が掲載されております。第2項、その重要事務の5つ目に、外郭団体の役職員就任に関することと例示されているわけでありまして、要するにこれまで私がいろいろ述べましたのは、委託者、発注者であった大きな権限を持つ町長さん、またその職務代理者である副町長さんが、仮に受注者とか受託者に就任されること、これはいかなものかということをお願いしているんです。課長さんとも言われますが、権限が違います、立場も違うということなんですね、私の申し上げたいのは。要するに、昨日まで補助金等を出していた側の方が、次の日に今度は補助金を受ける側におられるという。

要するに私が申し上げているのは、副町長さんというのは町長さんと同様、大きな権限を持っていると。そういった一つの政治家でもあると思うわけなんです。ですから、私は一般職の課長さんとはまた別に、職務権限が異なり、また大きな権限を持つ副町長さんについては、外郭団体の役職員といえますか、俗に言う天下りです。天下りとは何ぞやというようなことは論じて、これは国においてもなされていることでもありますし、先ほどのように事細かにお話ししてありますが、それはこれまでにあったことですから、私が申し上げたいのは、そうではなくて、先ほど4項目、特に上の3項目で問いかけてました。副町長さんはやはり別だからであります。

もう一度、そのあたりにつきまして、天下りは避けられるべき、明確な回答をいただけなかったので、それについて問いかけていただきます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

決裁の第7条についてを含めての御質問でございました。大きな権限がある、特別職であるというようなことをもって、副町長が関係団体につくのはいかなものかと、やめるべきだという御提言、再度の確認の質問であるというふうに認識いたしますけれども、先ほど申しましたように、天下りによって利益を与えとか、あるいは権限を恣意的に曲げていくというようなことは、現在も今までもないというふうに認識をしております。

そして、改めて申しますけれども、当然副町長という職にあって決裁できる部分と、退職して、その後の人格は全く別のものになりますので、それにおいて、今度は別の副町長、あるいは町長がそのことについて、おりられた方に対して、もし申し出があれば、それを判断していく。そのことにおいて、現在までそういったやましいというか、不都合な部分というのはないというふうに判断をしております。

そういったことを踏まえまして、いろんな部分で決裁権限と言われましたけれども、課長にも決裁権限はあるわけで、そういったことを捉えたときに、副町長は特別職だから、例えばやめた後もそれは縛られるべきだというような考え方については、いささかどうかなと思うところでございます。

先ほども言いましたけれども、そういった能力というものを有効に使っていくのも大事なことでないかなと思っておりますので、今後、いろんな部分でしっかりと精査をしながら、あるいは検証しながら実行してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 再々質問、簡潔にお願いします。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 1つだけお尋ねします。

きのうまで補助金を出す側において、そして次の日に補助金をもらう側にいる。そのことについてどのようにお考えですか、それをお答えください。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 何回も申しておりますが、当然に副町長であった立場と、やめて職についた部分、全く人格が違うわけでありますので、そのことにおいて行われておる状況というのは、適正に執行されておるのであれば、何ら問題ないと考えております。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

私は3点でございますが、養老スマートインターチェンジ、また林道池田明神線、また接遇等でございます。

1番の養老スマートインターチェンジでございますが、名神高速道路に直結するサービスエリア地内でのスマートインターチェンジ、これらの設置につきましては、毎年町長にもお尋ねしておりますし、またこの1年間、どのような形で進展になっているか。このインターチェンジは、垂井町の南の玄関口だと、このように思っております。これらを今の時期に逃しては、この垂井町の発展にもつながってこない、このように思うわけでございます。

生活活性化、また商工発展、企業の発展、また農業等々のいろいろ生活環境が含まれてくると、このように思っておりますので、ぜひ町長の英断によりまして、このスマートインターチェンジを前へ進むように捉えて、養老町と話し合っていたきたいと、このようにも思っております。

また、栗原の圃場整備事業が、ちょうど話が出まして3年ぐらいたってくると、このように思っておりますが、栗原は垂井町での未圃場整備唯一の箇所でもございます。町といたしましても、ぜひこの圃場整備に力を入れていただくことが第一だと、このように思っておりますし、この地域には町が発展する機会がたくさんあると、このようにも思っております。県道2路線、また町道の栗原5号線、また普通河川の中川等々、この区域にはございますので、これらの改良・改修等々も必要になってくるわけでございますので、ぜひ協議があった場合、町長も前向きに捉えて、会議にも出席していただき、町の立場をお願いすることが必要ではないかと、このようにも思っております。

また、次でございますが、林道の池田明神線でございます。

私も、先月、11月17日でございますが、北山山麓千本桜植栽事業という事業があったということで、宮代の北山の管理組合の一員として参加したわけでございます。

当日は、雪がまだ路肩に残っておりました。この事業は、ことして桜の植栽については終わると聞いておりますが、この林道につきましても、開設以来、考えてみますと、20年近くたっているわけですね。池田から、過去は揖斐郡の春日村というところが終点で計画されておったわけで、防火帯林道で行うということで、当初操作したわけでございますが、県のほうのお力によりまして、今の状況で開設されております。

そのような中で、垂井町分の桜を植栽されたということは、私もよいと思うんですが、垂井町だけでは効果も薄いということで、中には揖斐川町もあり、また北の池田町、また終点も揖斐川町にございますが、この林道全体に桜を植えて、桜トンネル等していただいたらと、このようにも思っておるわけでございます。

起点から言いますと、起点が池田町、また垂井町があって、中央の揖斐川町、また終点が揖斐川町というような形になっておったと思っておりますが、これらを一つ考えてみますと、災害が発生した場合、また修繕等々を行う場合、町村がまちまちでは事業そのものがうまく進んでいかないと、このようにも思っております。また、今3町で協議書が交わされているようでございますが、これらを思うときに、一つの町で管理していただくことが災害の復旧、また修繕等々一本化できると、このようにも思っておりますし、また行政改革になるのではないかと、このようにも思っておりますので、ぜひその辺も前向きに捉えていただきたいと、このように思っております。

また、3番目の接遇でございますが、町長も御存じだと思いますが、ことしも半年が済んだわけでございます。そのような中で、損害賠償の額を定める件とか、また国保税の賦課の誤りとか、会議・会合での訂正等々あったわけでございまして、いかにもミスがことしは多いなあと。私も過去半世紀、このような立場におりますと、こんなことは余り私も考えられなかったと、このように思っております。

そのような形の中で、きょうこうしてお願いするわけでございますが、ぜひともこのようなミスはないように、やはり公務員でございます。町民の皆様の奉仕者として、慎重に仕事に励

んでいただきたいと、このようにも思っておりますし、先日も同僚に会ったときに、いかにも役場に入りにくいし、仕事の態度というような形も批判してみえました。そのようなことのないよう、よろしくお願ひしたいと、このように思っております。

それと、2階の通路ですね。町長室の入り口に、いつの間にかつい立てが立って、二、三年たつとは思いますが、あのつい立ては通路でございますので、ちょうど2間近く、3メートル60の幅だと思えます。そのような中で、1メートル20か60、占用されているわけでございます。そのようなことでございますので、そういう通路の占用はやめていただいて、皆さんが自由に通れるようお願いしたいと、このようにも思っておりますし、また町長室へ入られる方におかれましても、やはり入りにくいと思っております。

町長も、就任されたときに、町民の皆様の立場に立って、ガラス張りの政治を行うということを書いてみえたと思うんですが、そのようなことは私はどうかと、このように思いますが、町長のお考えをお尋ねしておきます。以上です。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問の1点目の、名神高速道路養老スマートインターチェンジ、その後の養老町との交渉についてということに答弁をさせていただきます。

養老町が事業主体となって計画されておりますサービスエリア接続型スマートインターチェンジ設置については、スマートインターチェンジ制度実施要綱に基づく地区協議会というものが来年1月に設立される予定と伺っております。この地区協議会は、連結道路管理者、これは養老町でございます。それから関係する地方公共団体、これには岐阜県と大垣市と垂井町を予定されておられます。あと高速道路株式会社、地方整備局、その他の関係機関、学識経験者等により構成され、主に次の事項を検討・調整することになります。

1つが、当該インターの社会便益、2つ目がインターチェンジの周辺道路の安全性、インターチェンジの採算性、インターチェンジの構造及び整備方法、インターチェンジの管理運営方法、これには開放時間の制限とか、利用車種の制限も含まれております。広域的な検討結果の反映、それからその他、インターチェンジの設置管理運営に関する上で必要な事項ということになっております。

この地区協議会に参加した関係機関は、当該インターチェンジの安全かつ円滑な設置及び管理運営に協力しなければならないとされているほか、このインターチェンジが供用開始された後についても、継続してその社会便益、安全性、採算性、管理運営形態等について、定期的にフォローアップをし、必要に応じて見直しをするものとされております。

議員御指摘のとおり、当該インターチェンジの供用開始により、当町の発展、活性化、町民の利便など、その効果は大いに期待されるところであります。よって、当町としては、この協議会へ積極的に参加をし、当該インターチェンジの早期供用開始にできる限りの協力をしてまいりたいと考えております。



あわせて、当該インターチェンジ供用開始後の本町の交通体系や道路施策についても、どうあるべきかということは今後検討してまいりたいと考えております。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 丹羽議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

1 番目の中の栗原圃場整備事業の状況についてでございますが、平成23年10月28日に栗原地区農地計画実行委員会を組織し、平成23年12月に圃場整備事業に係りますアンケート調査を実施したところ、事業に賛成するという意見が大多数を占めました結果によりまして、本年度から県の補助を受け、現在、計画策定業務を実施しているところでございます。

また、平成24年、ことしですけれども、10月末での仮同意の確認を行い、約9割の仮同意の取得状況を踏まえ、実行委員会を中心に、平成26年度の事業採択に向け、実行委員会と協力しながら現地調査等を進めております。

また、現在、対象の換地に関するアンケート調査を取りまとめているところでございます。この調査の結果を集計・分析し、土地利用の基本計画を作成し、農業施設の計画はもとより、非農地の創設など、道路整備、また排水問題も含めながら、土地利用につきましては協議会と連携をとり、地域の発展につなげていけるよう、最大限努力していきたいと考えております。

同時に、実行委員会を中心に、将来の土地改良区の基礎となる組織づくりも進めているところでございます。今後も、今以上、実行委員会と協力し、圃場整備事業実現に向けて尽力していく所存でございます。

2 番目の、林道池田明神線の管理についてでございます。

林道池田明神線につきましては、議員言われるとおり、垂井、揖斐川町、池田町にまたがる林道で、県事業により整備がなされてきました。管理は、それぞれ町の林道台帳に基づきまして管理がなされております。

岐阜県におきましては、複数の市町村にまたがる林道の管理を県が実施していくことはないとのことではありますが、町といたしましては、県が管理するのが望ましいとは考えておりますが、今後とも林道池田明神線の管理につきましては、3町の連絡を密にとりながら、各市町の林道台帳に基づきまして実施していきたいと考えております。

また、桜の植栽につきましては、各市町それぞれ考えがあろうと思いますが、今後、揖斐川町、池田町に働きをかけていきたいと考えております。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の接遇の部分についての答弁をさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、本年度におきましては損害の賠償の額を定める案件、非常に多くございまして、先般もこれに対応するための予算の増額措置をお願いし、まことに申しわけなく思

っております。

また、国保税の賦課誤りに関しても、ソフト上の問題とはいえ、40件の方に税の賦課誤りがあったと、大変申しわけない結果を報告したところでございます。これにつきましては、職員等がチームを組みまして、それぞれ全ての対象者の方に御説明とおわびと、それから対応を説明に上がり、全て了解をいただいたところでございます。

今後は、しっかりとまた対応していきたいというふうに思っておりますが、接遇の研修にしましては、今までもいろいろお話をしておりますように、外部研修とか内部研修、あるいは委託というような形でいろいろ行っておるところでございますけれども、やはり最終的には人が行うことでございますので、気づいたときにしっかりと対応していくということが大事になります。また、そういった勤務評定等もしっかり管理する中で、職員の能力向上にも努めていきたいと思っております。

先ほど同僚の先輩議員から批評があったということでございますが、ぜひ批評を助言にかえていただいて、直接私どもに声を届けていただき、何が足りないのか、どうしたらいいのかという部分を一緒に考える場をぜひ提供いただきたい。これは甘いかもしれませんけれども、ぜひそういった部分で前向きな御提言をいただけたら大変ありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、つい立てについてでございますけれども、何も占用するつもりも、占有というつもりはございませんけれども、通路でございますので、どうしても前室といいますか、対応するためのワンクッションが必要だということで、ああしたつい立てを立てたところでございます。当然に、ドアは絶えずあけておりますので、いつのぞいていただいても入れる状況にはございますけれども、業者の方等もたくさん通るわけで、そのたびにのぞかれていくのもいかなものかと。中で来客者がお見えになってお話をしているときにのぞかれていく、あるいは顔を出されるとということも非常に困りますので、1つ違う空間を意識させるという意味、空間を意識させるということですね。ここに前室があるよ。ここから先へ直接入るんだよと意識されるということで、つい立てが生きているというふうに思います。

決して、これを設けることによってガラス張りではなくなったとか、町長室へ入ってくるのを拒んでおるとか、そういうことでは決してございませんので、従前どおり、もし直接御用があれば、総務課を通して面会を申し出ていただき、あるいは事前に連絡をとっていただき、お会いをしていきたいし、いろんな御意見をいただいきたいと思っております。前向きにそこら辺は考えておりますので、決してつい立てがあることによってガラス張りでなくなったということだけではございませんので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 町長、つい立ての件ですが、やはりあれは通路ですよ。町民の皆さん、全体が通路で通られる。つい立てが立てたかったら、町長室の中で立てるように。そうすれば、

私はワンクッションあると思う。やはりあれだけの通路はあけておいてもらわな困ると思う。町長室の前でああいうついでがあれば、どこの課、副町長室の前でも、各課、総務課、やっぱりついでを立てるということも可能になってくるで、やっぱり一番トップに見える方でございますので、その辺は私はやめていただきたいと思いますが、町長のお考えをもう一度お願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員の再質問のついででございますが、確かに通路でございますけれども、町長室は今現在御存じのように一番東でございます、一般の方が通用するという事態につきましては、全て来客者の方が総務課を通して入っていかれるということで、通路ではあるんですけれども、決して通行の妨げにはなっていない。これは、私がいつも事務をつかさどっておりまして、絶えず来客者の方の管理をしております。総務課にはそういった秘書機能もございまして、決してついでがあるからといって透明性を阻害するとか、そういったことはしておりません。今のところ何ら支障もございませんし、まして先ほど町長が申しましたように、特に町長室を囲っておるというような意識は毛頭ございませんので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 議長のお許しをいただきましたので、早速一般質問のほうに入らせていただきます。

私のほうから大きく3点、御質問させていただきます。

まず第1点目、垂井町の産業振興と活性化施策ということでお話をさせていただきます。

垂井町の企業誘致や産業振興について、これまで私も幾度となく一般質問においてお尋ねをしております。また、プレミアム商品券の発行についても、商工会の理事という立場において積極的に推進をしてきたと思っております。また、垂井町内でより多くのお金を落とすための施策を考えてきました。

以前に太陽光発電の補助金や二重サッシの取り付けや、断熱効果が期待できる改修、遮熱塗料による屋根・外壁塗装など、環境に配慮したエコ住宅への補助金も提案してきました。これは、採用されませんでした。補助金を提案してまいりました。

さて、今や日本はリーマンショックと東日本大震災など次々訪れる難局、円高とデフレ、国内景気の低迷と産業の空洞化、国際的な緊張など、日本経済にとっては不安定かつさらなる後退局面が予想されます。

特に地方は、日本経済の長期化する景気低迷に雇用への不安が広がり、労働賃金の実質的な減少によって将来への生活不安が増している状況にあります。

垂井町においても、中小零細企業を主な会員とする垂井町商工会は、会員数減少に歯どめが

かかりません。ここ数年の減少幅は増加傾向にあり、後継者がいないことによる廃業や、事業主が高齢のためという退会理由による退会者が相次いでおります。これ以上の会員減少にストップをかけるためには、それぞれの仕事の減少や各店の売上げの減少に歯どめをかける必要があります。国政選挙の最中ではありますが、国の施策に期待するだけでなく、垂井町町内業者にとっての仕事をふやす、また売上げをふやす施策に期待するものであります。

その1つは、これまで行ってきたプレミアム商品券であります。これは、商業者にとっての売上げ減少を食いとめる手段になっているように思っています。当然、個々の事業者の努力によってその効果に差は出てきておりますが、積極的に活用されている店ではかなり回収されている状況にあります。

最新の換金データでは、換金率はおよそ80%、8,800万円に達しようとしております。一般店の換金率は、大型店のおよそ4倍となっております。この結果からも、商工会会員の一般店で使われることの多い商品券として、随分と活用されてきた経緯がございます。

しかし、建築・建設業者の換金の占める割合は、現在で4.1%にとどまっております。加盟店として登録される件数が少ないことにも要因はありますが、それにしても少な過ぎる数字だと感じます。

さて、建築・建設に携わる事業者数は百三十数社に上ります。現在の会員数は529社ですので、およそ25%に当たります。これだけ多くの方々携わっておる業種にてご入れをして、仕事を確保するために、住宅改修に補助金を出してはいかがでしょうか。先ほど述べたエコ住宅や高齢者や障がい者向けの改修など、その目的を問わない住宅改修に補助金を出すことを提案いたします。補助率や補助金額は、垂井町の許せる範囲内で現在の財政状況に判断を委ね、この場では触れません。

さらに、その補助金をプレミアム商品券のような町内で使用できる補助金券化すれば、垂井町内において補助金が還元できて、施工業者のみならず、町内の商工会員にとってもその効果が期待できます。また、改修を行った施主さんにも、日用品などに使える大変うれしい補助金となります。町内の産業振興と活性化を促すためにも、こうした試みは、昨今の景気が低迷をしている時期だけに、一層効果が期待されると思われれます。ぜひとも御検討いただき、町の活性化についてどのようなお考えをお持ちなのか、中川町長及び産業課長にお尋ねをいたします。

大きく2点目、防災無線についてでございます。

昨年度に防災無線の電波伝搬調査を行ってこられました。その調査結果がようやく今議会に報告されました。しかし、一般には公表されておらず、何のための調査なのか、町民に早く公表して、今後の防災無線のあり方について検討と方針を示さなくてはなりません。

これまで、町内の各所で、防災無線が聞こえにくい、表に出なければ聞こえない、聞こえたので窓をあけたけれども終わっていたなど、多くの声が寄せられていることは、担当課も御承知のとおりです。

昨年の大震災以降、防災にかかわる危機管理は国や地方自治体でも大きく取り上げられてお

り、また町民の最も強い関心事となっております。

各自主防災組織のリーダー、自治会長さんにとっては、自治会住民の避難誘導指示における防災無線の果たす役割は非常に大きいと思います。その防災無線が、現在、アナログからデジタルへの切りかえがスムーズに行われることは大変重要であり、いつ起こるともわからない災害に備え、新たな防災無線切りかえのスケジュールを速やかに公表し、一刻も早い切りかえを望むものであります。

しかし、デジタルに切りかえても、聞こえにくい箇所を全て解消できるわけではありません。屋外無線だけに、防災情報の全てを町内にいる方々へ平等に届けることはできません。現在、検証中の小型受信機の検討や、登録をいただいた方々へのメール配信、また各携帯事業者の緊急一斉メールの配信、あらゆる手段で防災情報を伝える方法を確立することが非常に大切になります。

先日、私のもとに安八町から緊急速報メールが届きました。訓練というふうにタイトルづけがありましたが、安八町内の基地局からのものであったと思っております。正しく迅速に伝えるため、複数の手段を検討していく必要があると考えます。その点については、検討しておられるのか。また、電波伝搬調査結果の公表を広報やホームページなどを通じて行う考えがあるのか。また、いつまでにデジタルへの切りかえ完了予定となるのか。企画調整課長にお尋ねをいたします。

3点目、体育協会とLet'sの統合、そして今後のスポーツ振興の展望についてお尋ねをいたします。

体育協会とLet'sの統合・一本化については、私も随分前に一般質問させていただいております。当時から前向きな回答があったにもかかわらず、これまで一向に進んでこなかったという印象があります。

そもそもスポーツのまちを宣言している我が町において、スポーツ振興をどのように捉えているのか。スポーツ振興計画も、従来の計画の刷り直しのように思え、明確な方向性が示されていないように感じております。

競技スポーツとしてのジュニアの育成体制や、中学生や高校生選手の支援体制、その後の指導者育成は。今上げたことについて、一貫性を持ってどのように考えていくのか。また、健康づくりの一環としてのスポーツ・レクリエーションの普及と、これらクラブの育成をどのように考えていくのか。お互いの団体のすみ分けを図りながら、一体化したスポーツ団体として、今後はスポーツを通じたまちづくりの推進のために、一翼を担っていただくことが重要だと考えます。

そこで、体育協会とLet'sの統合・一本化についての今後の方向性と、これをきっかけにした新たなスポーツ振興のあり方や展望について、長年スポーツ行政に携わってこられました多賀教育次長にお尋ねをいたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 藤埴議員の1点目、産業振興と活性化施策の御質問についてお答えをさせていただきます。

プレミアム商品券発行事業につきましては、個人消費の喚起を促し、町内商工業者等の振興と経営基盤の充実を図ることを目的に、垂井町商工会が行う発行事業に対しまして、昨年、今年度と補助金を交付し、支援してまいりました。

事業実績では、平成23年度には1万セット、1億1,000万円分を完売し、1億979万6,000円分が換金されており、平成24年におきましても8月5日に販売を開始し、2週間足らずで完売をしました。また、10月末現在で換金率は、先ほども議員さんが述べられたとおり80.4%の状況であり、大変好評をいただいております。

一方、業種別換金状況を見ますと、大型店舗で20.4%、小売店で57.9%、サービスで11.7%、建築・建設で10%であり、土木建設、水道工事業者等の利用率が少ない状況であります。

議員言われる住宅改修に対する補助は、プレミアム商品券の利用率の少ない工業・建設部会への支援として、一つの施策と考えられます。

しかし、プレミアム商品券取扱店の加盟状況を見ますと、130店舗中で工業・建設部会は16店舗であり、今後、加盟促進を図っていく必要があると考えます。

住宅リフォーム助成制度につきましては、24年10月における国土交通省の調査によれば、県内においても9市町が実施しております。この制度は、緊急経済対策や居住環境整備の一環として、町内施工業者を利用して自己の居住する住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を補助する制度であり、自治体によっては一部、または全額を地域振興商品券にて補助しているところでもございます。

地域振興商品券による補助とすることにより、工業・建設部会である施工業者のみではなく、住民の方が商品券を使用して商品を町内商店で購買されるため、町内消費促進を図る上で非常に有効であると考えております。しかし、地域振興券につきましては、発行や換金等、垂井町商工会の協力が不可欠であり、調整が必要であります。

住宅リフォーム助成制度につきましては、補助率、金額等詳細についての調整をしていく必要がありますが、今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私どもから、藤埴議員の2点目でございます防災行政無線についてお答えをいたしたいと思っております。

初めに、電波伝搬実験についてでございます。

本業務につきましては、老朽化したしました防災行政無線施設をデジタル更新するに当たりまして、デジタル電波の伝搬損失などの諸条件を確認いたしまして、システム構築のための基

礎資料とすることを目的に、昨年度実施をしたところでございます。

御指摘の防災行政無線のあり方につきましては、本年度の実施設計業務にて、一昨日の委員会でもお話をいたしました。屋外拡声子局と再送信子局との組み合わせについて、これまで検討を重ねてまいりました。施行の段階では、住民の方々の御理解、あるいは御協力をいただくことが必要となってまいりますので、その折にはホームページ、あるいは広報などを通じまして、随時情報開示に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、難聴、いわゆる聞こえにくいなどといった内容に関します対策でございます。

難聴の原因といたしましては、考えられるものの中に、住宅の高機密化、あるいは風によります外部の騒音、そしてまた風の向き等が考えられるわけでございます。この聞き取りにくさが、いわゆる防災行政無線の大きな課題となっておりますことは事実でございます。

対策といたしましては、デジタル戸別受信機の導入が考えられるわけですが、1台当たりの単価が高いことが起因するなど、市町村におきましてもまだまだ導入が少ない現状でございます。

そこで、デジタル戸別受信機につきましては、今後、対象者、並びに補助金制度の構築の有無等々、そういった導入をしていくのかどうか等々、そのあり方、方法につきましては、今後十分検討してまいりたいと、そのように考えております。

そしてまた、近年、携帯電話の普及も大変進んでおりますので、無線の放送内容を、希望する方に対しましてメール送信できるサービスをぜひとも構築してまいりたいと、そのように考えております。

さらに、防災行政無線テレホンサービスでございますが、これは現行でも既に実施をしておりサービスでございます。聞きづらかった放送内容を電話で確認できるサービスでございます。現行の1回線しか持っておりませんので、ぜひとも複数回線にふやすなど、いずれも25年度当初予算に係る経費を計上していく所存でございます。

しかしながら、今、私が申し上げましたのは、当然のことでございますけれども、垂井町民を対象にしたサービスでございます。出張で垂井町を訪れる方、あるいは観光で、あるいは商いで垂井町にたまたま滞在していらっしゃるといった携帯電話所有者の方に対しても、緊急速報メール、俗にエリアメールと言われておるシステムでございますが、それらをもって伝達手段を講じるなど、多方面にわたって防災無線を補完する事業を展開して、聞きづらいなどといった問題に対処してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、今後の予定になりますけれども、平成25年度以降に工事の着手になるかと、そのように考えておるところでございますが、一方で平成28年度から始まります消防無線のデジタル化、あるいは平成25年、26年の2カ年にわたります岐阜県の防災無線の更新、いずれも国・県の事業として、その時期が重複いたしまして、そしてまた垂井町といたしましても、国・県

の事業を優先せざるを得ないといった諸事情も出てまいりました。その点は、十分今後調整を図りながら進めていく必要も出てまいりましたので、何とぞ御理解賜りますよう、重ねてお願いいたします。

なお、御質問中にございました安八町からの緊急速報メールの件でございますが、これは去る12月3日に全国瞬時警報システム、Jアラートと申されておりますが、これによりまして、安八町で緊急地震速報による訓練が実施された際に受信されたものと思っております。

御存じのとおり、各種の報道メディアでも、ことしの春になりますが、4月でございます。先ほども北朝鮮のミサイルが打ち上げられて、着弾したといった情報が入りましたが、ことしの春にも北朝鮮の衛星打ち上げのときに、九州・沖縄地方の一部自治体で、既に議員各位も御存じかもしれませんが、Jアラートが作動しなかったといったことが全国的に問題となりまして、それを受けて、9月12日に全国一斉の訓練が実施されたところでございます。少し前になりますけれども、垂井町でも機械音声によりまして、皆さん御存じかどうかはわかりませんが試験放送が流れまして、正常にその折にシステムが作動した、あるいは試験放送も確認できましたので、このたびの2回目となりました12月3日の全国一斉の訓練には、垂井町は参加しなかったという経緯がございます。何とぞ、そういったことで御理解賜りたいと思います。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 教育次長兼生涯学習課長 多賀清隆君。

〔教育次長兼生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

教育次長兼生涯学習課長（多賀清隆君） 私どものほうからは、藤壇議員の3点目、体育協会とLet'sの統合と今後のスポーツ振興の展望についての御質問についてであります。

今日まで、スポーツの振興について、町民1人1スポーツを目指してをスローガンに、手軽に親しみ、継続的にスポーツ活動ができるよう、町民のスポーツの日常化に向けて取り組む必要があるものと思っております。

また、昨年度、スポーツ振興法からスポーツ基本法への改正の中で、特に大きく変わりましたのが、人とスポーツのかかわりについて、スポーツをみずから行うことのほかに、スポーツを見て楽しむことや、スポーツを支援することがあります。その意義を踏まえ、促進を図っていくことが重要であるとされています。

また、9月から10月にかけて、2巡目のぎふ清流国体が開催されました。垂井町においては、競技種目であります軟式野球競技が朝倉運動公園野球場において開催され、関係役員、ボランティアの方を初めとして、大変多くの方々に観戦をしていただきました。これを契機として、見るスポーツ、実践するスポーツなど、さまざまな観点から、一人でも多くのスポーツ愛好者を育てる方向で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、垂井町のスポーツ振興との関係につきましては、第2次スポーツ振興計画の見直し時期が中間地点の25年度でありますので、本年度から町全体のスポーツ振興について検討をしてみたいと思っております。具体的には、スポーツを推進する課題として、スポーツ関係団



体、クラブの組織再編と育成、機会の提供、指導者養成・確保、施設設備の整備・充実、情報の収集・提供、スポーツイベントの開催など、これらの課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

今後、特に考えられます事業につきましては、まず初めにスポーツ連合化についてであります。

本年度におきまして、懸案事業であります体育協会、体育協会の育成団体でありますスポーツ少年団、レクリエーション協会、たるいチャレンジクラブLet'sの組織化を年度内において図ってまいります。また、単年度の目標でありましたたるいチャレンジクラブLet'sにおきましては、25年2月にNPOを取得する方向でもあります。

次に、垂井町教育委員会と垂井町体育協会の両主催事業として開催してきました垂井町総合体育大会につきましては、体育協会種目を中心に開催されてきましたが、垂井町が現在まで開催してきましたスポーツ・レクリエーション祭の種目を同時に開催とした形の中で、仮称ではございますが、垂井町民スポーツ大会とし、運営を目指すものであります。

以上、今後のスポーツ振興について、町民1人1スポーツを目指す中で、スポーツの推進を図っていくものであります。よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 多賀教育次長、スポーツに対する思いと今後の展開について御答弁いただきました。まことにありがとうございます。

今おっしゃられたように、今後展開されるというふうな振興計画の見直し等含めて、今後、後進にきちっとその点を御指導いただきますようお願い申し上げたいというふうに思っております。

また、先ほど産業課長より、補助金についてですけれども、検討していくという前向きな御回答があったかというふうに理解をしております。これを後押ししていただくためには、町長に御答弁いただきたいと思うんですけれども、住宅リフォームというのは、産業の幅の広さからいえば非常に重要かというふうに思っております。この点、町長も十分自覚しておられると思いますので、その点について御答弁をお願いしたいというふうに思います。

もう1点、防災無線についてですけれども、こちらは先ほどから何度も課長のほうも申されたとおり、デジタル化へのつなぎという形になってきます。非常に不安定で、かつ防災無線の果たす役割というものが今後住民にとって非常に大きいなというふうに感じておりますので、一刻も早い、複数にわたる展開というか、幾つかの手段というのは当然必要ですけれども、防災無線の果たす役割というのも非常に大きなものがあるというふうに思いますので、ほかの県関係、それから消防無線等の切りかえも行っていく中で、町のほうも、ぜひとも早い推進をお願いしたいと思いますので、いつまでというのはいいにくいでしょうけれども、一刻も早い、策定スケジュールというのを立てられる予定があるのかどうかだけ、最後に御確認をした

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきます。

住宅補助金の取り扱いについてでございますが、先ほども課長がリフォーム制度の助成については検討していきますという答弁でございますが、かなり踏み込んで発言してくれたものと私は思っております。

今まで、プレミアム商品券等で商工関係、まさに年間1億円に及ぶお金が落ちるということで、効果はあるわけでありませけれども、昨今の経済状況の冷え込み、あるいは不況というものはいかんともしがたい部分がございます。そういったものにいかに手を打っていくかということも、町としても考えていかなければならない部分において、当初、今までお話をしてきたのは、住宅リフォームというのはあくまで個人の資産をよくしていくことだということで、それに税金を投入するのはいかがなものかということをお話ししてまいりましたが、他方で今議員がおっしゃいますように、また今までも論議をしてきたように、この及ぼす効果というのは、地域にもどんどん影響していく。個人の資産だけではなくて、それにかかわる業者にも大きく影響していくということを考えるときに、やはり前向きに考えていくべき時期に来たのではないかとことを思っております。

プレミアム商品券ですと、ある部分、期間が決められた形になりますので、今お話をしておいたように、地域商品券的なものによる補助ということも一つ考えられるのではないかなということをおもいますので、この辺、あわせわざで行けたらいいのかなということはおもいますが、何分にいたしましても、やはり財政いろいろ伴う部分でございますので、これを今後しっかりと予算の査定の中で検討してまいりますので、予算計上した折にはよろしく御判断をいただきたいというふうに思っております。

それから、防災行政無線につきましては、今言いましたように、いろんな状況が重なってきおる状況でございますが、これに的確に対応していかなければいけないというのは、屋外放送というのは、3・11で感じましたのは、やはり津波等の避難という部分では大変有効である部分があるんですけども、当地域においては、まず津波の心配はないだろうと。そうすると、局所的な土砂災害であるとか、避難勧告、指示、そういったものに限定されるわけで、いかに伝えるかということが大事になってまいります。戸別受信機も必要な部分があるかもわかりませんが、それが全ていくには膨大な費用がかかるという側面も見えてまいりました。そういったことを考えるときに、今お話を担当課長がいたしましたように、一斉配信でありますとかメールの配信、それから電話での再送信、そういったいろんな方法を使って、情報を伝達する方法を構築しながら、最終的にデジタル無線に移行していきたいと考えておりますので、当然計画性を持って進めていくことになりますので、その折には議会にも、こういった方向性を示しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1 時15分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

9番 栗田利朗君。

〔9番 栗田利朗君登壇〕

9番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

中川町長は、今年度の施政方針及び提案説明の中で、「局地的豪雨による災害対策のため雨量計の設置をし、雨量情報の監視体制を整備し、豪雨災害に備えます。さらに、職員招集メールシステムを整備し、有事に備えてまいります。また、住民の防災意識を高め、自主防災組織の育成を図りながら、災害に強いまちづくりを進めてまいります。また、災害用備蓄用品の充実に努め、災害発生直後の住民生活を確保できるよう準備いたします」という発言があり、町内数カ所に雨量計を設置されました。

本町は、9月17日から9月18日にかけて、台風による豪雨となりました。岩手公民館屋上に設置されていた雨量計は、総雨量384ミリ、明神湖では400ミリを超えていたとお聞きしました。9月18日には、豪雨による被害が岩手地区、栗原地区等に発生しました。特に大石地内では、3カ所に被害があり、土のうを積まれました。1カ所は大石川の水が頭首工を乗り越え道路へ、もう1カ所は毎年大雨が降ると道路が川となり、大量の水が流れてきていました。もう1カ所は、窯跡地のところも土のうを積み、道路に水が来ないようにとされていました。下町のほうでは、床下浸水等もありました。

3時過ぎには、菩提、田町、谷、宮ノ前、大石、栗原の一部の住民の皆様へ自主避難する呼びかけがあり、岩手公民館、栗原公民館などに避難場所を設置されました。幸い、岩手においては小雨になり、避難された方はいませんでした。

そこでお尋ねします。毎年大雨で被害が出るところについて、どのような対策を考えられているのか、お尋ねします。

また、用排水路についても、水は上のほうから下へと流れますが、同じ側溝の幅、同じ深さでは、下へ行くほど各地から水が流れ、増水してあふれるのは当然ではないでしょうか。側溝のグレーチングが浮き上がり、事故もありました。下流へ行くほど側溝を深くすれば、被害は最小限に済むのではないですか。水の流れを分散するため、新たに用排水路をつくるなどのお考えはおありでしょうか。

これまでも、道路側溝については自治会要望等が出ているところですが、どれくらい対応できていますか、お尋ねします。

町内一円の用排水路の総点検、見直しなどをなされたことがありますかをお伺いいたします。

河川、治水の整備についても、危険箇所がまだまだありますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねします。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 栗田議員の御質問の答弁をさせていただきます。

これまで、岩手、府中、垂井、綾戸、表佐の各地区において、住宅浸水被害の報告を受けております。府中の清水地区では、毎年浸水があるため、被害箇所の滞水を梅谷川に直接排水するための工事を、今年度行っております。

また、垂井地区、御所野交差点付近においては、きめ細かな交付金事業を活用して、排水断面の大きな側溝に入れかえる工事を施行したところでございます。

また、宮代地区から御所野交差点に流れ込む雨水を分散させる工事も実施してまいります。

綾戸地区においては、一部事業実施をいたしました。排水方向をさらに調査して、今後も対策を進めてまいります。

岩手地区の県道については、大垣土木事務所へ改修要望を実施いたしております。

また、町管理の水路等については、排水先などを調査し、改修できるように検討してまいります。

その他の地区についても、平成21年3月にハザードマップを作成いたしております。このときに把握した危険箇所等を中心に、さらにはそれ以外の箇所においても、必要がある箇所には対策を進めてまいります。

また、今年度設置されました雨量計によるリアルタイムの雨量情報と災害発生との関連情報を今後データ集積をいたしまして、浸水対策にも活用してまいりたいと考えております。

側溝の浮き上がりなどに対しては、金具により固定する対策を実施したところでございます。また、側溝の断面を下流へ深く大きくすることや、新たな水路を設置すること、それから水路の点検、見直しについても検討していきたいと考えております。

同時に、大局的な地域全体の排水能力を調査しながら、必要な場合には用地取得も検討し、対策を進めてまいりたいと思います。

自治会要望につきましては、現地調査をして、緊急性の高いものから実施をさせていただくということをお願いをしたいと思います。

河川整備、治水ということでございます。第5次総合計画のまちづくりの柱の一つに位置づけております。災害に強いまちを目指しまして、砂防事業、急傾斜地対策、河川災害の防止、市街地浸水対策に取り組んでまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 9番 栗田利朗君。

〔9番 栗田利朗君登壇〕

9番（栗田利朗君） 答弁ありがとうございました。

昨年の東日本大震災から、よく「想定外」という言葉を耳にしますが、どのくらいの雨量が想定外と言えるのか、お尋ねします。1時間当たり何ミリくらいですか。また、総雨量では300ミリや400ミリくらいを想定内といいますか、想定外といいますか、その辺のところもお尋ねいたします。

想定外というのは、50年に1度、100年に1度あるかないかぐらいのことを言うのではないのでしょうか。300ミリや400ミリでは、想定外と言えないのではないのでしょうか。

町では、用排水路の側溝の幅、深さについて、どれくらいまでの雨量なら安心・安全とお考えですか、再度お伺いします。

河川整備についても、岩手橋から上は川の中に木が生えていたり、竹やぶみたいになって、竹が大きくなっていて荒れています。まだまだ十分とは言えません。いつごろまでにきれいに整備されるのか、また予定があるのかをお聞きします。以上です。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 栗田議員の再質問、想定外の雨量とはという御質問でございますが、土木災害復旧の採択基準というのが一つの目安になるかと思えます。時間雨量で20ミリ、延べ80ミリ、それ以上の雨量のときに被害が発生したり、河川施設などが損壊したというような場合には、災害復旧事業に採択がされるという一つの基準がございますので、それ以下であれば通常の被害、災害とは認められないということで、栗田議員のお尋ねの50年に1度とか100年に1度の雨量の災害がどのくらいの、何ミリかということはちょっと把握いたしておりません。

あと垂井町の道路側溝等の整備に、何ミリの雨なら耐えられるか、そういう基準を持っておるかということですが、これもあくまで道路に降った雨水のみを排水する道路側溝であれば、雨量計算ができて、どれだけの断面が必要かというような計算もできるわけですが、国道や高速道路などはそういった方法で側溝を設計しておると思えます。しかしながら、町道のような生活道路におきましては、道路に降った雨だけでなく、道路に面する宅地から排水される家庭排水や、屋根に降った雨がといから道路側溝に流されるというような状況で、細かく側溝の排水量を設計するということはなかなか難しいものがございます。そういったことから、あくまで整備する際には、地域全体の排水がどうなっているのか、河川までの経路がどうなっているのかとか、整備する箇所の上流、下流の断面がどうなっているかというようなことを考慮して、通常の雨ではあふれないようにするように心がけて、配慮して整備をいたしておるところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 栗田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

想定外はどれだけのなのかということ、想定外は想定できないから想定外でありますので、そ

れを設定するのは非常に難しい話かなというふうに思いますが、今担当課が申しましたように、20ミリ以上というようなこともありますけれども、基本的に都市下水路の側溝の断面は、時間雨量35ミリまでは耐えられる設計であるというふうに、私、かつて聞いたことがございます。先ほど300ミリ、400ミリというお話がございましたが、それは総雨量の話でありますので、時間雨量とは関係ない話であります。

ですから、今回設定いたしました雨量計におきまして、10分間単位の雨量等も計測できますので、それにおいて10分間雨量が急激に伸びるようであれば、当然時間雨量に反映されますので、そこにおいてこれだけ降ればここはあふれるぞというようなことをデータとして蓄積した上で、今後の対応に役立てていきたい。あるいは、これだけの雨が降っているので、ここも危ないはずだと。先に対応せよというようなことの情報にも役立つ、そういう形で雨量計等の情報を使っていきたいというふうに考えております。

安全基準につきましては、国等が定めるところもございますので、それに従ってやりますし、今、面整備の計画につきましては、多方面にわたって、その部分だけではなくて、全体を考慮して計画していく必要がございますので、そういったことを配慮しながら計画を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、河川につきましては、基本的には県の管理になりますので、今までもそういった部分、要望をかけておるところでありますし、近年は他の市町の状況で、大きな河川においても樹木がかなり繁茂が激しくて、常態化しておると。これを何とかしてくれということは、県の会合においてもよく出る要望でございます。当然、我々が住む1級河川においてもそういった状況が見られるわけで、樹木の剪定、あるいは土砂のしゅんせつ等、県に要望をかけながら、安全・安心なまちをさらにしっかりと進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） ただいま議長のお許しを得ましたので、今年度の主要事業についてと、町有施設での障がい者雇用について、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

今年度も、はや12月を迎えました。今年度は、新たにこうした少しはわかりやすくなった垂井町の主要事業概要、それぞれの事業についてのお示しをいただいたところでございます。

垂井町として、今年度はどんな事業に重点的に取り組んできたのか、確認の意味で、今年度の主要事業は何であったのかをお尋ねすると同時に、それぞれ取り組みの中で見えてきたことは何かをお尋ねさせていただきます。

また、私自身で捉える主要事業とは、やはり幼保一元化に関する東こども園施設建設整備事業や、エコパーク構想第1期エコドームの建設整備など、ハード整備を中心としたものを主要事業と捉えさせていただいております。これらにつきましては、地元の皆様の御理解と御協力を得ながらの、町民皆様方の生活にもかなり密接度の高い事業とも言え、何よりも垂井町の取

り組み姿勢が建設ということで、結果が形にあらわれ、伝わりやすい事業の一つであると認識をいたしております。

さて、これら事業については、建設までがゴールではないということは、議場にお見えになる皆様方は既に御承知のことと存じますが、こうした施設をこれから本格稼働していくに当たり、これまでの進捗状況の確認と、これから地域の皆様方とともに御期待申し上げる全体的な完成、達成のめどはどのようなようであるのかをお尋ねいたします。

加えて、幼保一元化に関しては、特にその運営内容も大変重要であります。幼保一元化に関する特別委員会の存在もある関係から、あえてここではハード整備についてを新年度での計画、具体的にはどのように取り組まれていくのか。また、第5次総合計画後期分にはどのようなお示しをされたのか、お尋ねをいたします。

また、冒頭にも述べました障がい者雇用についてであります。一向に立ち直らない経済情勢に、障がいを持たれた方を取り巻く環境はより冷え込んだものといった状況であります。

そこで、かねてから御提案申し上げております、町有施設にて障がいを持たれた方の積極雇用をと、再度御提案させていただきたいと存じます。

支援学校や、それぞれの属する場所で資源回収に伴う就労に関する訓練を受けてはくるものの、それを発揮できる就労場所が限られていることから、障がいを持たれた方の就労は大変困難をきわめております。そうしたことを多少なりとも御支援させていただく意味でも、我が町のエコパーク事業は障がい者雇用機会の絶好のチャンスであると言えます。

今回の補正予算中にも、エコドームにてボランティアさんへの報償費の計上がありました。こうした機会に、ぜひとも障がい者雇用をと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

それから、質問順序が前後して申しわけございませんが、今年度、検討資料や、続いて垂井町公共施設の状況調査、これは中間報告ではありますが、役場庁舎を筆頭に、施設問題を解決するべく取り組みをしなければならないという報告が先般の委員会においてもありました。この役場庁舎に関する提言は、私もかねてから、また同僚議員さんからも重ね重ねの御指摘等あったわけですが、今や約6億ほどになるうかという庁舎建設基金も踏まえて、この庁舎問題も重要な事業の一つと捉えております。新年度では、どのような展開をされていくのかをお尋ねさせていただきまして、質問とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 木村議員の御質問の、今年度の主要事業についての子育て関連についてお答えをさせていただきます。

子育て関連に係ります幼保一元化の進捗状況の確認と、全体的な完成、達成のめどについて、並びに新年度の取り組みと第5次総合計画後期計画の内容について、お答えをさせていただきます。

本町の子育て関連における今年度の主要事業につきましては、議員御案内のとおり、垂井東

こども園建築工事でございます。この建築工事につきましては、現在、屋根や外装工事等が終了し、進捗状況は60%程度となっております。今後、電気設備、機械設備等の工事が進められ、平成25年3月25日の完成を予定しております。

平成25年度からは、この垂井東こども園の開設を初め、他の地域では、幼稚園園舎において幼稚園児と保育園5歳児との合同の教育と保育が実施されるなど、平成19年度からさまざまな形で調査・検討が重ねられてきました本町の幼保一元化が、一部ではありますが、その運用がスタートいたします。

現在、平成25年度の入園に係る申請書等の審査を進めると同時に、入所児童数と運営体制に応じた新年度予算の作成と、先生の配置等について検討を進めており、新しい運営体制への移行が円滑に実施できるよう、準備を進めているところでございます。

今後は、本議会の特別委員会でも御議論いただいた第2次計画案について、さまざまな観点から慎重に検証を加えながら、この第2次計画案に基づき、各地域の幼保一元化の整備を順次進めてまいりたいと考えております。

平成24年度9月補正において議決をいただきました垂井こども園（仮称）用地造成に伴う基本設計業務に基づき、垂井地区の幼保一元化施設の建設予定地を選定し、引き続き平成25年度においても着実な整備に努めてまいります。

第5次総合計画の目標である、安心して子供を産み育てられるまちの実現に向けて、後期基本計画においても引き続き幼保一元化の推進を掲げ、今後も保育サービスの充実と子育て支援の環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、木村議員の質問中、住民課所管のエコパーク整備事業の件についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、事業の進捗状況と今後のめどについてでございますが、エコパーク整備事業のうち、今年度は第1期工事として、リサイクル施設でありますエコドーム関連施設の建設をいたしました。11月に完成、去る12月1日に供用開始し、資源物の持ち込み回収業務を中心に稼働を始めたところでございます。何分初めての施設でもあり、稼働後間もないことから、まだスタッフ側の戸惑いも見られるなど、なれるまで若干の時間が必要ではないかと思っております。今後は、リサイクルや環境に係ります住民の意識高揚とエコドーム施設の利用・活用について、さらにPRや周知するなど、より多くの住民の方に利用していただけるよう図ってまいりたいと考えております。

また、エコパーク整備事業につきましては、来年度に第2期工事として北側半分の緑地公園を整備する計画でございます。新年度になりましたら、早期に発注施行し、エコパーク整備事業といたしましては、来年度で事業完了を図る予定でございます。



続きまして、2点目の新年度におけるエコドームでの障がい者の雇用についてでございますが、この件につきましては、以前に供用開始した後に状況を見ながら検討する旨の回答をさせていただいたことがございます。

当該エコドームは、先ほど申しましたとおり12月1日に供用を開始したばかりで、2週間程度経過し、スタッフである臨時職員とボランティアの方で戸惑いながらも運営を始めたところでございます。ボランティアの方には、資源物の分別指導や整理を主な業務として、臨時職員は資源物の分別指導や整理のほかに、記録、受け付け、引き渡しなどの事務と、回収品の移動や施設の管理・清掃などの作業を担当としているものです。施設が稼働しましてから、回収する資源物の分別に対し、良否の判断や来場者への指導に対して現スタッフでも戸惑う場面が見受けられるとともに、来場者とのコミュニケーションも必要であることがわかってきたところでございます。

現実といたしまして、障がい者の方が就業可能な業務であるのか、見きわめる必要があり、また障がい者の障がいの部位や程度についても判断をする必要があるのではないかと考えられます。

そこで、御質問の来年度の雇用についてでございますが、来年度の運営体制を考える中、実際の業務内容と障がいの条件などを見きわめるとともに、さらに障がい者の方にできる作業がないかなど、探ることも検討し、人事担当とも調整の上、雇用の判断をしたいと考えております。

供用開始してまだ2週間程度でもあり、もう少し実際の稼働や運営状況を確認した上で、いざ就業の際にトラブルとならないよう慎重に判断するためにも、雇用につきましての結論はもう少し時間をいただきたいと存じます。

以上、私からの回答とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私のほうからは、木村議員の庁舎問題の御質問について答弁させていただきたいと存じます。

庁舎問題につきましてでございますが、かねてからこの一般質問でも、他の議員からも御指摘のございましたとおりでございますが、いずれにいたしましても、庁舎につきましては防災拠点といたしまして非常に重要な役割を持つ施設でございます。こういったことについては、十分認識しておるわけでございます。しかし、一般の町民の方からしてみますと、非常にこの庁舎を利用される方というのは、利用頻度からしても少ないところがあるかと思えます。庁舎問題だけを優先して整備を図ることにつきましては、若干懸念を示すところでございます。

そうしたことから、庁舎問題とあわせながら、垂井町には老朽化が進みます公共施設が多数ございまして、そちらの耐震化や施設整備もあわせて検討していく必要があるといったことが

ら、先ほど木村議員もお話しされたように、公共施設の現状をまず把握することが必要だということで、今年度、老朽化の状況等を把握するために、公共施設台帳を作成するべく、公共施設の状況調査を今行っているところでございまして、先般の委員会の中でも、この中間取りまとめについてお示しをさせていただいたところでございます。

今後は、この調査に基づきまして、耐震化が必要な施設、あるいは劣化、老朽化に伴いまして、早々に整備を急ぐ必要がある施設等につきまして、概算事業費等の把握を行った上で、庁舎も当然含めた中で、整備に係る優先順位等において検討を進める中で、計画的な公共施設の整備を図っていくことが肝要かというふうに私どもは考えているところでございます。

なお、庁舎問題につきましては、9月の定例会の委員会でもお示しをさせていただきましたが、現庁舎の現状と課題についての洗い出しを行わせていただきまして、今後、庁舎を整備していく上でのコンセプト、あるいは庁舎の整備の手法、具体的に申し上げますと、現在の場所で新築を行うのか、新たな場所での新築なのか、はたまた現庁舎に耐震補強、大規模改修を行い、最少の経費で最大の効果が上がるように努めていくのか、メリット・デメリットについて比較検討を行ったところでございますが、庁舎につきまして、今申し上げました現在の場所で新築するにいたしましても、新たな場所で土地を確保して新築するにしても、やはり数十億円の規模の経費はかかるということもございまして、こういったことも踏まえながら、今後、新年度に向けましては、今申し上げました整備手法ごとの概算事業費の把握を行いながら、整備の方向性についてお示しができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

木村議員のほうから、木村議員がお考えになる主要事業について、エコドーム、それから東こども園の施設整備、ハード面ではということで御指摘がございました。私どもも、その思いは同じでございまして、今年度の大きな事業の一つずつであったと思っております。

加えまして、ハード面で言いますと、これは予算が、国の財源の関係で、繰越明許をかけた関係で23年度の予算になっておりますけれども、不破中南舎の耐震、大規模改修、格技場等も含めまして、そういったものも大きな工事となったところでございまして、上水道の左岸系の流下方式による改修に備えるための浄水池の改修工事、これらも大きな事業として上げられるところだというふうに思います。これは、いずれも安全・安心のまちづくりに資するための重要な事業であったという認識をしております。

加えまして、ソフト面で申しますと、今進めております地区のまちづくり協議会の立ち上げが大きな形になってくるものではないかというふうに思います。予算上、そんなに大きな金額が上がっておるわけではございませんけれども、やはり今後のまちづくりを進める上で、地域住民と協働のまちづくりを進める。それぞれ住民がそれぞれの責務において、行政がそれぞれ

自分の責務を全うする、議会もそれぞれの責務を進めていくという中で、三者がそれぞれ手を取り合った中で、住みやすいまち、安心できるまち、そして自分のまちに誇りが持てるまちを一緒につくっていく、その第一歩が踏み出す状況にあるのではないかと考えております。

今後、このまちづくり協議会をしっかりとサポートしながら、さらに協働のまちづくりを皆さんの手で一緒に進めていきたいと考えておりますので、これからもよろしくお願いをしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁のほうありがとうございました。

数点にわたり、再質問をさせていただきたいと思います。

主要事業についての認識が町長さんとほぼ一致したということで、私も安心をいたしました。

さて、続いて幼保の関係ですけれども、確かに全町挙げて取り組んでいくには、かなりのスパンというか、経費が必要でありますので、運営内容等々も十分に検討されながら、慎重に進めていっていただけるということはお願いしなければならないのはもちろんのことですけれども、かねてから申し上げてまいりました幼保一元化の整備に伴います空き施設対策ですね。これは、障がいを持たれた方々への施設提供という形で、そういった空き施設対策もあわせ持つてきちっと取り組んでいっていただきたいなと思いますので、課長さんの御答弁にありました着実な整備というのを、新年度におかれましてもしっかりと取り組んでいっていただきたいなとお願いをさせていただきます。

エコドームに関して再質問なんですけれども、課長さんの御答弁、なれるまでとか、状況を見ながらと、以前もお答えいただいて、また聞いたなというような形でありますけれども、コミュニケーションの問題とか、程度の判断とかでということ、いろいろとまだ検討していかなければならないというお答えは重々承知いたしております。

ただ、チャンスをお与えいただきたいということで、今回、ボランティアさんの計上がありましたね。先ほど申し上げましたように、補正予算の中に報償費ということで、ぜひとも積極雇用ということをまず大前提にお願いしたいんですが、携わらせていただくには、見学等を含めて、行く行くこういうところで障がいを持たれた方でも就労ができるよという形で、見学など、まずその準備段階として、そういったことを取り組まれてはいかかがかと、そういったことは可能かどうかということ、再質問させていただきたいと思います。そういったことを見ながらの雇用の御検討をお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。再度お尋ねをいたします。

あと庁舎につきまして、総務課長さんから御説明がありました。

庁舎につきましては、町長さんから御答弁で触れられなかったもので、町長さんからもぜひお答えをいただきたいと思っております。

総務課長さんの御答弁からしますと、優先順位をつけていくと。いろいろと公共施設等々の整備に入っていくのに、そういった台帳をつくりながら、以前、千葉県の方等にも視察に行きましたね、そういった台帳管理をされておるところ。そういったことのあらわれかなあと思ひまして、前向きな御答弁かなと思ひていますが、町長さんの今任期中に、庁舎建設基金というのは、順調にいきましたら8億円程度は積み立っていくのではなからうかと、そういった読みをしておるわけですけれども、そうした基金等々が準備される中で、この場でとは申しませんが、実はこの場で欲しいんですが、御決断の時期ですね。庁舎問題等々は筆頭に掲げてあります、この中間報告には。そういった問題をきちっと指針、方針を定めていただくということ、改めまして質問させていただきたいのですが、町長さんの御決断時期、そういったことをお尋ねさせていただきまして、再質問をさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） ただいまの木村議員からの再質問について、エコドームに係りますお答えをさせていただきたいと思ひます。

エコドームでの障がい者の雇用についてでございますけれども、まず最初に、今回の補正でお願いしておりますボランティアさんの報償費ですけれども、今回、ボランティアさんというのは限られた仕事だけということで、どっちかというとお礼という意味の報償費ということですので、雇用とは若干違うということだけは御理解いただきたいと思ひます。

それと、障がい者さんの見学とか、またそれに係る準備等々のお話ですけれども、当然見学に来ていただいて結構だと思ひます。特に、今一般の方も、何が回収できるのかということ、見学だけでも来られてみえますので、同じようにどんどん来ていただいて、回収というふうじゃなくて、自分ができるのかというようなことを見ていただくことは必要かなと思ひますので、ぜひ来ていただければいいのかなと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

庁舎問題に関する回答を求めるということでございますが、実は同じ質問が9月の議会でもあったところで、あのときは私のほうからしっかりと説明をさせていただいたと思ひます。その説明を総務課長がまた繰り返して述べたところではないかなというふうに思ひます。9月から12月までの間で、台帳の整備、中間報告をこの間出させていただきましたけれども、そういった状況でありますので、何が大きく変わったという状況ではないということ、まず御認識をいただきたいと思ひます。

それから、現在6億円近くの基金がたまっておることですが、先ほども説明しましたように、また9月でも説明しましたように、今後進めていく考え方として、現在の場所で新築、建て直すか、あるいは新たな場所で建て直すのか、この庁舎の耐震だけをやっていくのかとい

うことによって金額は全く違ってしまいます。新たな場所に行って建て直すとなりますと、ちょっとはっきり言えないぐらいの、かなりの金額がかかることが想定されます。そういった状況において、じゃあ財源をどうやって確保していくのかということも考えていかなければなりませんし、こういったものは精査して、次年度でそういったものを何とか概算でも出していきたいと思っておりますけれども、そういった上で、じゃあ町としてどういう方向に行くんだということをお話ししながら、また議会とも議論しながら進めていくことになると思いますので、この場でいつまでに庁舎をやるんだとかいうことは、非常に難しい判断があると思います。やはり手順を踏みながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま議長の許可がございましたので、通告に従いまして、農業施策の推進について質問させていただきます。

近年、農業従事者の高齢化、また後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地にかかわる問題と課題が山積しております。将来に不安を抱えた農業従事者が増加しておる状況でございます。

こうした中、平成21年12月に農地法の改正が行われまして、これに伴い、農業委員会においては農地と担い手を守り、生かす運動のもと、耕作放棄地の実態把握と発生防止・解消のための利用状況調査が本格的に平成22年度から実施されております。確認された耕作放棄地の地権者に対して、解消に向けての意識調査をした上で、耕作再開への指導を進められております。

こうした耕作放棄地の解消に向けての成果も上がってきているのではないかと考えますが、そこです、この利用状況調査による耕作放棄地の実態の現状と、その解消の状況について伺います。

国におきましては、平成24年度からこうした問題を解決すべく、5年先、10年先を見据えた地域集落の農業や農地を積極的に守っていく人・農地プランの施策を進めております。地域の農地を担う集落営農組合や農業生産法人、大規模農業者の育成に、農地集積支援、戸別所得補償の規模拡大加算、また逆に農地の集積化に協力する農家に対しまして農地集積協力金の支払いなど、新たな制度が制定されております。

また、後継者不足の問題に関して、青年就農給付金、農業法人に対する研修経費助成の制度もございます。

こうした人・農地プランにつきまして、現在どのように周知、進められているのか。また、今後どのように進められていくのか。また、こうした国の制度は24年度から始まったわけですが、活用状況はあるのかどうか、伺います。

また、本町の第5次総合計画の中に、まちづくりの柱、産業・交流におきましても、農業従事者の高齢化による担い手の育成、農用地の集積化と計画生産、機械整備、あるいは地産地消

の推進など重要な課題として取り上げられております。

こうした課題の中から、地産地消の推進が目標値達成のための指標化として、地元食材の学校給食への活用率などが上げられております。町みずからが、学校給食の食材として、顔が見える安全・安心な地元農産物を活用されることは、地元農業者にとっては心強いと考えます。

その地元食材の学校給食への活用率は、平成18年度を基準として、5年後10%、10年後15%と目標値を掲げられております。このたびの中間報告によりますと、5年後の達成率は6.7%となっております。

今後、目標達成に向けまして、年間給食メニューから計画生産量を算出し、農家との栽培契約など、こうした学校給食への活用率を上昇させるためにも、積極的な施策が進められることが重要かと考えます。今の地産地消の推進の現状についても伺います。

また、今年度から、町内で生産、製造された食品、工芸品、また町内で収穫された農産物を垂井ブランドとして認証する事業が始まりました。11事業者の31産品が認証されたところです。

ふれあい垂井ピアにおきましても、認証式が盛大に行われ、今後の町のイメージアップや地域経済の活性化につながっていくものと期待されます。

一方、農業の6次産業化、すなわち農業生産の1次産業、食品加工の2次産業、販売の3次産業の融合による地域経済の新たな創出が各地域で展開されてきております。今回の認証品の中にも、一例を挙げれば、農家の蜜レンゲ栽培から蜂蜜、蜂蜜を使ったロールケーキ、販売拠点としてのアンテナショップ「半兵衛の里」連携など、農業の6次産業化が叫ばれる中、こうした地域連携による経済の活性化を進める重要な鍵になるかと思われれます。

また、イノシシやシカなどの鳥獣の農作物被害に悩む農業生産者と、ジビエ料理を提供する事業者の連携など、垂井ブランドの認証品の中から地域連携の必要性を強く感じます。

こうした観点から、今回の垂井ブランド認証制度の推進の意義は大変大きなものかと思われれます。それぞれ個々の垂井ブランドの認証にとどまらず、農産品と、それを活用した食品加工品など、垂井ブランドの認証品間の連携強化も図っていくことが重要になってくるのではないかと考えます。

町として、こうした連携強化を深める接着剤としての役割が大きいかと思います。今後、どのように町内の産品を広く町内外にPRし、地域経済の活性化につなげていくのか伺いまして、私の一般質問といたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 角田議員の御質問について、お答えをさせていただきます。

1番目の、利用状況調査による耕作放棄地の実態と解消の状況でございますが、この調査は、農地法第30条の規定に基づきまして農業委員会が調査するものでございます。平成23年度の調査結果におきましては、約6.1ヘクタールの農地を耕作放棄地として判断しております。本年の調査は、現在取りまとめ中ではございますが、新たに約0.4ヘクタールの耕作放棄地が増加

しましたが、一方で約1.1ヘクタールの農地が耕作再開されているのも確認をしております。耕作再開に関しましては、調査を行う農業委員会が地権者の意向確認を行い、耕作できるものや、営農組織をあっせんする 경우가多く、本調査そのものの効果が生じていると理解しております。

2番目の、人・農地プランの進捗状況とその制度の活用状況でございますが、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。これに対処すべく、町内各地域において徹底的な話し合いを行い、集落地域が抱える人と農地の問題を解決するため、未来の設計図となるものが人・農地プランでございます。

本年5月にJA各支店とともに、農事改良組合を通じまして各農業者の意向調査を実施したところでございます。この調査によりまして、農業者が将来、営農につきましてどのような考えを持っているかが見えてきております。この結果を踏まえて、各地域の認定農業者等に地域の農業の中心となって活躍していく意志があるかを、ヒアリングによって確認を進め、各地域において11月に人・農地プランの素案を作成したところでございます。今後、各地域の農事改良組合長会議にてその素案を提示し、各農家に周知していく予定でございます。周知後、検討会にて認定農業を実施していくつもりでございます。

また、国の制度活用につきましては、規模拡大加算につきましては平成23年度対象者17名を支援、また今年度につきましては12名の支援を予定しているところでございます。

青年就農給付金につきましては、今年度新規事業であり、対象者1名を支援していくつもりで予定しております。

農業法人に対する研修費の助成ですが、営農組合連絡協議会主催の研修会を毎年実施し、また後継者育成を目的としたオペレーターの農業機械士の養成研修補助を実施しているところでございます。

3番目の、学校給食での地産地消の推進でございますが、学校給食での安全・安心な地元食材の利用ですけれども、半兵衛の里を通じ、町内産野菜等を供給しているところでございます。しかし、現在の生産体制では、安定した供給量を確保するのが難しい状況にもあります。今後は、給食センターのメニュー作成に協力を得るとともに、半兵衛の里の会員の営農指導にも力を入れていきたいと思っております。

4点目でございますが、垂井ブランドの御質問でございます。

垂井特産品認証制度、垂井町で生産されたすぐれた食材、工芸品、または農畜産物を垂井ブランドとして認証し、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進及び町のイメージの向上を図ることを目的に、今年度から制定をしたものでございます。

10月19日の第2回の認証委員会におきまして、垂井らしさ、優位性、独自性など5つの審査基準に基づきまして、10名の委員によりまして審査を行い、町長に答申しました。その結果、先ほども議員さんおっしゃられましたとおり、11業者31品目が承認されたところでございます。

また、垂井町の特産品として、このようなブランド認証マークを今後商品の包み紙等に、またシール等に使用してPRをしていただくというようなどころでございます。

また、認証品の広報につきましては、ふれあい垂井ピア2012の会場内におきまして認証式典を開催し、町民に広く広報いたしました。また、広報「たるい」や町のホームページ、観光協会のホームページへの掲載、観光協会の発信するパンフレットなどに掲載するなどの措置をしておりまして、町外への周知、広報活動も行っております。また、今後は、広域連携の協議会などが主催する町外、県外でのイベントにも積極的に出店していただき、町のPR活動もしていきたいと考えております。

販売拠点につきましては、経理や品質保証などの問題もございますが、町といたしましても、販売及びPRができる場所の確保をしていきたいと考えております。

また、議員言われるブランド認証品間の連携強化を図っていくということでございますが、垂井らしさに関する基準の中で、垂井で生産、または製造された産品とうたっており、垂井町で生産された農産物を消費していただくことはとても重要なことと認識しております。今後は、これらの連携を図りながら、ブランド認証品のさらなる開発等の支援、またより多くの産品のブランド認証化を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 角田議員の、学校給食での地産地消の推進につきましての御質問にお答えします。

ただいま産業課長からも御答弁申し上げたところでございますが、現在、学校給食センターでは、地元農産物の活用につきまして、学校給食の食材として年々その数量や品目をふやしてきておるところでございます。平成23年度では、大根、コマツナ、カボチャ、里芋など8品目において、合計3,429キログラムの農産物を食材として活用させていただいたところでございます。

今後とも、地元農産物の活用を図るべく、品目の拡大など、地元農業者とも連携をとりながら、情報を共有し、積極的に地元農産物を取り入れていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま、産業課、学校教育課のほうから丁寧な御説明、ありがとうございました。

基本的には、耕作放棄地の解消、あるいは土地の集積化ということ、あるいは効率化ということに向けた取り組みの中で、先ほど同僚議員のほうからも質問がございましたが、特に現在進んでおります栗原地区の圃場整備、これが大変地元の期待も大きく、農用地の活用化、ある



いはそうした道筋に大変大きな役割を果たす、積極的に進めていただきたいことを期待しております。

それから、先ほど来、農業施策の推進についてお尋ねしたわけですが、6次産業化とか、そうした問題をさらに推し進めていくには、やはり人的な配置を含めて、組織強化の問題があろうかと思えます。農工商連携を保つためには、それぞれ各課の協力という体制が大変重要かと思えますけれども、この点につきまして、町長の所見を伺い、再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 角田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

農業体制の充実、施策の推進のために、今組織体制の強化ということの御提言かというふうに思いますが、現状におきましても、それぞれ横の連携をとりながら進めておるところでございまして、こういったものをさらにしっかりと連携をとりながら進めていくことが必要になってくるというふうに思います。

一方で、今お話がありましたように、栗原の圃場整備に関しましては、非常に規模が大きな事業でございますので、こういったものに重点的に充てられる体制というものは必要になってくるのかなということを思いますが、単独でそれを賄うということではなくて、チームとしてというか、全体でフォローしていく部分も出てくると思いますので、今ここでたちどころにその単独部署をつくってという、そこまで踏み込めるかどうかというのは微妙なところでございます。ただ、大きな事業でございますので、しっかりとした対応がとれるための体制づくりはしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時20分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 藤 埴 理

会議録署名議員 富 田 栄 次